

近世オランダ貿易の成立と展開

八百, 啓介

<https://doi.org/10.11501/3123170>

出版情報：九州大学, 1996, 博士（文学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：

第六章 一八世紀転換期のオランダ貿易

はじめに

前章で明らかにしたごとく、享保期のオランダ貿易は、輸出銅の減少と小判の品質低下という従来からの輸出面での条件悪化に加えて、オランダ船の遭難による取引高の減少と売却利益の不振などによって、一七三〇年代に入って急激に深刻化したものであった。

しかし、そのような背景から一七三〇年代から五〇年代にかけての出島オランダ商館の仕訳帳は、複雑な取引勘定によって処理されており、いまだその全容は明らかとはなっていない。

そこで本章では、一七三〇年代の享保末年から一七五〇・六〇年代の宝暦期に至る出島オランダ商館の小判と銅の輸出の諸問題を取り上げ、それらがもたらす一八世紀中期のオランダ貿易の転機について考察することとしたい。

第一節 享保小判の損失と仕訳帳

オランダ東インド会社のインドにおける小判販売の損失は、一七一七（享保二）年以来三〇%を越え、享保七年（一七二二）にはじめて享保小判が輸出され、仕入価格が一枚六テール八マース（六八匁）から一三テール六マース（一三六匁）に値上がりした翌年の一七二三（享保八）年には、三七・四一%に達した⁽¹⁾。一六六五（寛文五）にオランダ船に対して小判の輸出が開始され、寛文八年（一六六八）にオランダ船に対して銀の輸出が禁止されて以降、小判は一貫して出島オランダ商館の主要な輸出品であり、出島オランダ商館の仕訳帳によれば、翌一六六九（寛文九）年から一六七二（寛文一二）年までの四年間、一六九一（元禄四）年、一七〇八（宝永五）年、一七一二（正徳二）年の合計七年間には、小判は銅を抜いて輸出品積み出し高中の第一位を占めていたのである⁽²⁾。従って、このような小判の損失は、日本貿易全体の利益に大きな影響を与えるものであり、一七二〇年代末になるとバタビアのオランダ当局では、その対策が検討され始めた。

しかし、翌一七三〇（享保一五）年三月三日のバタビアの東インド評議会の決議録によれば、日本貿易の問題について

もし来年、町中での銅の値段と、そこ（出島＝引用者註）で商人が売ろう決められた値段との間に開きがあるということが、会社にそれ以上の銅が引き渡されない唯一の理由であるという見解に従って、現在よりも、銅を七³⁰⁹/₃₇₁ %値上げするという、（日本側から出島商館に対して＝引用者註）何度も繰り返された提案を受け入れるならば、少なくとも、一万五〇〇〇箱以上の銅を獲得し、三隻の船を送る許可を

求めることが考慮された。

商館長は、この提案を最初から拒絶することなく、ただ小判を以前の六テールハマーの値段とすることのみを（日本人に＝引用者註）要求したが、それは、小判の輸送とコロマンデル沿岸での鑄銭にとって良いことである。そうでなくて小判が、銅や他の商品の日本人への支払いに際して、一三テール六マースの値上げされた値段で受け取られ、その上、来年、銅が理由もなく少しでも値上がりしたならば、日本貿易全体が破滅に達するだろう。なぜならば、その唯一の利益を生む商品で小判や他の輸入商品の損失を埋め合わせねばならず、銅の購入価格に（小判の＝引用者註）損失を加算しなければならない。⁽³⁾

とあり、バタビアでは、小判の損失を出島商館の帳簿における銅の仕入価格に、上乘せして相殺するためには、日本での銅の取引価格が値上げされないことが前提であるとしている。当時、出島においては銅の値上げの動きがあり、会社はいまだに帳簿の操作に踏み切っていなかった。同年一七三〇（享保一五）年五月三〇日付のバタビアよりの訓令では

もしその小判が、以前に支払われていたのと同様に、六八マースすなわち二三グルデン＝二スタイフェルで通用すると宣言されなければ、このことはこれ以上論ずる必要はない。もしそのように高価な銅を、損失を出してまでも、インドの西の商館で売るくらいならば、次回は日本から輸出する価値はない。なぜならば、インドでは既に前述の小判が三七パーセントの損失で販売されており、十分な損失を蒙っている。

（中略）今回は、前述の（小判の＝引用者註）損失は本店勘定の負担とするが、来年はそれを日本の商館の負担とせねばならない。⁽⁴⁾

とあり、小判の輸出価格を従来の一三六匁からかつての六八匁（正確には六七匁四分七分の二）とすることが、銅値段の値上げの前提条件であるとともに、翌一七三一年度より出島オランダ商館の帳簿において小判の損失を処理することを命じているのである。

この結果、翌一七三一（享保一六）年の仕訳帳においては、小判の価格が従来の一三テール六マースから、インドにおける販売価格に等しい三〇グルデンすなわち八五テール七マース七分の一コンデリンとなっている。⁽⁵⁾これは現実に小判が値下げされた訳ではなかったにもかかわらず、インドにおける三七%の販売損失を控除した値段が仕入価格として記載されているのである。

さらに一七三三年一〇月二六日の輸出品積み出し勘定では、貸方に小判二二七〇枚と棹銅五四万〇二四〇ポンドが現金勘定で記載されているが、棹銅の取引に続いてその小書きとして

zoo veel dese parthij moet dragen in het minder aan greek.
dan kostende 5608 stux groote goude coebangen die bevoorens
teegens T.13.6. . . . versonden zijn, en thans ingevolge Haar

Hoog Edelens veel g'eerde aanschrijvens en dier genomene
resolutie in's 31 maart anno 1730 niet hoger dan tegens f.30.

... off T.8.5.7¹/₇ ijder mogen werden aangereckend, welke
verlies van f.17.10. ... off T.5. ... 2⁶/₇ zijnde op ijder coub.

37 pr. co. s: na de ordre van welgemelte Haar Hoog Edelens,
bij Haar Edele Missive van den 31: mij jongstleeden, moet
worden gebracht ten lasten van de coopmanschappen provisien
etc. die van hier Batavia waarts werden versonden, komende
prorato in't inkoops kostende van opgemelte koper een somma
van T.12,530. ... 1.5. ...

〔拙訳〕

これらの量は、大きな小判（享保小判＝引用者註）五六〇八枚分の費用に満たない。それは以前には、一三テール六マースで送られていて、現在では、一七三〇年三月三日のバタビア評議会の決議と要請とに従って、一枚当り三〇グルデンすなわち八テール五マース七コンデリン七分の一以上は請求されないようにしなければならない。（もし八テール五マース七コンデリン七分の一の値段とすると＝引用者註）今年五月三日の書翰によれば、それによって小判一枚当り三七%にあたる一七グルデン一〇スタイフェルすなわち五テール二コンデリン七分の六の損失がもたらされ、それはここからバタビアへ送られる商品の仕入れに転嫁されなければならない。それは、前述の銅の仕入れ価格においては、比例して合計一万二五三〇テールコンデリン五マースとなる⁽⁶⁾

と記されている。すなわち、当時、日本で一枚一三テール六マース（正確には四七グルデン一ニスタイフェル）で購入した享保小判は、インドにおいては八テール五マース七コンデリン七分の一（三〇グルデン）でしか売れなかったものであり、これは購入価格に対して三七%の損失であった。このため、日本で小判一枚をインドにおける販売価格と同じ八グルデン五マース七コンデリン七分の一（三〇グルデン）で購入したこととし、一枚当りの損失である差額の五テール二コンデリン七分の六（史料では一七グルデン一〇スタイフェルとなっているが、正確には一七グルデン一ニスタイフェル七ペニング）を小判の輸出枚数五六〇八枚に掛けた合計損失額二万八二〇〇・二二八五七分の六テールを、銅をはじめとする他の商品の仕入高に割り付けて、インドでの損失を帳消しにするという方法を採用するに至ったのである。

仕訳帳によれば同年には一〇月二六・二七日の二日間にわたって、合計八六万六七一五グルデン一七スタイフェル八ペニングすなわち二四万七六三三・一〇七テールの輸出商

品が積み出されているが⁽⁷⁾表6-1のごとく、このうち棹銅・薩摩産棹銅・鯨髭・漆器・諸装備品の合計一四万八七九二・一テールに対して合計二万八二〇〇・二二七テールが割り付けられ、仕入価格に加算されている⁽⁸⁾。また、その割り付けの割合は、棹銅八〇・六%、棹銅八%、鯨髭八・五%、漆器一・四%、諸装備品一・五%となっており、仕入れ高の割合に一致している。

表6-1 1733 (享保18)年オランダ商館輸出品割付小判代銀

品目	数量	価格(テール)	加算価格(テール)
享保小判	5,608 stux	28,200.2.2.8.5	
棹銅	540,240 匁	66,809.6.8. . .	12,530. . .1.5. .
薩摩産棹銅	48,000 匁	11,600.	2,242.2.1. . .
棹銅	433,344 匁	53,590.2.1. . .	10,212.7.5.7. .
鯨髭	55,050 匁	12,478.	2,390.1.5. . .
漆塗り台	13 stux	2,012.9.2. . .	385.3.5. . .
諸装備品	504balijs	2,301.3. . . .	439.7.4.5. .
合計			28,200.2.2.7. .

註) Negotie Journaal anno 1732/33, N.F.J.907 による。但し小判の価格には諸経費が含まれる。

表6-2・3・4に見られるごとく、一七三三年に続いて翌一七三四(享保一九)年・一七三五(享保二〇)年、そして仕訳帳の現存しない一七三六(元文元)年を除いた翌一七三七(元文二)年の四年間の仕訳帳では、輸出された小判のインドでの販売に際しての損失が、同様の方法で他の輸出商品の輸出経費に加算されている⁽⁹⁾。

ところが一七三四年の仕訳帳では一二月五日の輸出品積み出し勘定でハイス・テン・フルト号の積荷として二五八七枚とポブケンスブルク号の積荷として、二六二九枚の合計五二一六枚の享保小判が輸出されたにもかかわらず、小判二五八九枚分の合計損失額一万三〇一八・九七一四テールが棹銅をはじめとする合計一六万九一三八・三五テールの輸出品に割り付けられ、その割り付けの合計は一万三〇一八・五一三八テールとなっているのみである⁽¹⁰⁾。また翌一七三五年の仕訳帳では一二月四日の輸出品積み出し勘定でポブケンスブルク号の積荷として、五三九三枚半の享保小判が輸出されているが、二七六六枚半分の合計損失一万三九一・五四二八テールが同じく棹銅をはじめとする合計一〇万五四一三・八四テールの輸出品に割り付けられ、割り付けの合計は一万三九一・五四八テールであった⁽¹¹⁾。

さらに一七三七年の仕訳帳では一〇月二日の輸出品積み出し勘定で二隻のオランダ船の積荷の内、エンクハイゼン号の積荷として輸出された三八枚の小判の仕入高合計一七五・三二四四テール(諸経費を含む)が合計一七万九八二二・二二テールの輸出品に割り付

表6-2 1734 (享保19)年オランダ商館輸出品割付小判代銀

品目	数量	価格(テール)	加算価格(テール)
享保小判	2589 stux	13,018.9.7.1.4	
棹銅	624,000 匁	77,168.	5,694. . . 2.3. .
薩摩産棹腦	4,242 ⁴ / ₅ 匁	9,967. . . 1. . . .	735.4.6.0.4
棹銅	600,000 匁	74,200.	5,475. . . 2.2.2
木綿	37,563 ³ / ₅ 匁	5,634.5.4. . . .	954. . . 3.1.5
諸装備品	454 balijs	2,168.8.	159.9.7.6.7
合計			13,018.5.1.3.8

註) Negotie Journaal anno 1733/34, N.F.J.908 による。但し小判の価格には諸経費が含まれる。

表6-3 1735 (享保20)年オランダ商館輸出品割付小判代銀

品目	数量	価格(テール)	加算価格(テール)
享保小判	2,766 ¹ / ₂ stux	13,911.5.4.2.8	
棹銅	756,000 匁	93,492.	12,347.3.2.6
薩摩産棹腦	36,000 匁	8,700.	1,149.4.2.1
諸装備品	404 balijs	2,301.3.	296.5.7.3
〃	6,550 ps.	920.5.4. . . .	118.2.2.8
合計			13,911.5.4.8

註) Negotie Journaal anno 1734/35, N.F.J.909 による。但し小判の価格には諸経費が含まれる。

表6-4 1737 (元文2)年オランダ商館輸出品割付小判代銀

品目	数量	価格(テール)	加算価格(テール)
元文小判	38 stux	175.3.2.4.4	
棹銅	624,000 匁	77,168.	38.9.6.4. .
薩摩産棹腦	84,225. ³ / ₅ 匁	20,354.5.2. . . .	10.2.8.5. .
棹銅	636,000 匁	78,652.	39.7.1.4. .
漆器	96 stux	1,223.9. 5.9.5.6
薩摩産棹腦	529 stux	2,423.8.	11.9.3.5. .
合計			101.4.9.3.6

註) Negotie Journaal anno 1736/37, N.F.J.910 による。但し小判の価格には諸経費が含まれる。

けられ、割り付けの合計は一〇一・四九三六テールであった。⁽²⁾

註

- (1) 第五章第一節参照。
- (2) *Negotie Journalen* anno 1668/69-1671/72, 1690/91, 1707/08, 1711/12, A.R.A., N.F.J. 863-866, 875, 888, 892. (オランダ国立ハーグ中央文書館所蔵日本商館文書)
- (3) *Generale Resolutien des Casteels Batavia*, A.R.A., V.O.C. 746, fol. 318-322.
- (4) *Aankomende Brieven van den jare 1730*, K.A. 11731, ongefol. (東京大学史料編纂所所蔵マイクロフィルムによる)
- (5) *Negotie Journaal* anno 1730/31, A.R.A., N.F.J. 905.
- (6) *Negotie Journaal* anno 1732/33, A.R.A., N.F.J. 907.
- (7) op. cit..
- (8) op. cit..
- (9) *Negotie Journalen* anno 1733/34-1736/37, A.R.A., N.F.J. 908-910.
- (10) *Negotie Journaal* anno 1733/34, A.R.A., N.F.J. 908. このように同年は小判の実際の輸出枚数と割付枚数に二〇枚の差があるが、その理由は不明である。
- (11) *Negotie Journaal* anno 1734/35, A.R.A., N.F.J. 909.
- (12) *Negotie Journaal* anno 1736/37, A.R.A., N.F.J. 910.

第二節 元文小判の輸出とオランダ貿易

一七三六(元文元)年幕府は国内金銀貨幣の改鋳を行い、元文金銀を発行した。⁽¹⁾元文小判は品位は六五・七二%と従前の享保小判が慶長小判と同じ八六・七九%に回復したのとは一転して再び低下しており、量目も四・七六匁と享保小判の約七四%しかなかった。⁽²⁾一七四二(寛保二)年当時の東インド総督グスタフ・ファン・イムホフの日本貿易に関する意見書によれば、この「第四の種類の小判」の仕入価格は二ニスタイフェルで、従来の享保小判よりは五%の損失となるものであったという。⁽³⁾またフェーンストラ・カイパー氏によれば、この「五番目の小判」である元文小判は、一七三七(元文二)年からオランダ貿易に登場するとともに、一枚当たりの仕入価格が七テールであり、一枚当たりが一三テール六マースの「大きな小判」であった享保小判より、オランダ人にとって損失が少なかったとされている。⁽⁴⁾

出島オランダ商館では一七三六年に新小判の見本一〇枚をバタビアに送ったが、翌一七三七年六月一五日付の出島商館長宛の訓令によれば

その価値は現在通用している古い小判の品位と非常に著しく異なっているので、い

かなる理由でも従ってはならない⁽⁵⁾

と、新小判の受け取りを拒否するよう命じている。この訓令に従って、同年の取り引きに先立って、一七三七（元文二）年八月一三日に前商館長クライセと新商館長フィッセルは連名で、年番町年寄久松千兵衛と長崎奉行窪田肥前守のそれぞれに宛てて書翰を提出したが、それによれば

昨年バタビアに送られ今年再び戻ってきた一〇枚の新しい小判は、試金検査の結果、非常に悪い品質であることがわかり、そのためインド総督府は、今年六月一五日付の書翰で、唯一の対策として、不利益な新しい小判は受け取るものの、我々が古い方の小判を再び販売商品の支払いに際して受け取れるように、謹んで要求するよう、日本の事務官たちに命令することがよいと考えました⁽⁶⁾

とあり、元文小判の受け取りの条件として、従来の享保小判との併用を求めた。

これに対して、翌々日長崎奉行は通詞らを介して、新小判の受け取りを拒否する場合には取り引きを中止することをオランダ側に伝えてきたが⁽⁷⁾これを受けてオランダ側では、翌一六日に再び新旧商館長の名で久松千兵衛と窪田肥前守に書翰を送り

販売商品の支払いに新しい小判を受け取らなければならない、さもなければ、取引を行わないまま、日本を離れなければならないということが、貴下の名において、全ての通詞によって知らされました。なぜならば、それは江戸の宮廷の特別な命令であり、黙って従わねばならず、そのため貴下はこれ以上の当然と思われる要求を聞き入れないということであり、その不利益な新しい小判の受け取りに同意なさいました。それに対して、我々はなすすべもありません。そこで、東インドの総督府は、今年六月一五日付の書翰で、我々がそのようなことを受け入れることを厳しく禁じました。そのため、我々が新しい小判の代わりに古い小判を受け取ってもよいということを改めて、謹んで要求します⁽⁸⁾

と、バタビアよりの訓令を盾に、新小判の受け取りを拒否する姿勢を示したのに対して、長崎奉行は通詞らを通じて、連日のごとくオランダ側に元文小判の受け取りを認めるよう迫り、元文小判を受け取らなければ貿易を認めないと脅しをかけた⁽⁹⁾

しかし、商館長らはその権限がないとして拒否し⁽¹⁰⁾同月二四日に再び窪田肥前守に宛てて、また翌二五日には久松千兵衛に宛てて、同じ内容の書翰を送っているが、それによれば

この国における会社の負担と経費は、年々増加しており、反対に利益は減少しています。今や、その上、不利益な新しい小判を受け取ることを強いられ、我々はそれに抵抗しています。その後も、会社の財政は目だたない損失を受けています。そこで、我々はこの要求書を提出するとともに、貴下が、外国人の事柄として、現在この国で会社が置かれている状態に、慈悲深い目を向けて善処して下さい、我々の慰めとなるよう、商品の値段が上がり、会社がより多くの銅を融通されるよう、率直に申し上げ

ます。⁽¹⁾

とあり、事態の改善を要望している。また同じく同月二五日に久松千兵衛と窪田肥前守のそれぞれに宛てた別の書翰によれば

商館長らは、今月一三日と一六日に、貴下に、新しい小判についてのジャカルタのインド政庁の命令を明らかにする二通の書翰を渡しました。そこで、通詞全員から、貴下の名において、我々に回答が与えられましたが、それは、約束通りに、支払いに際しては、新しい小判を出島銀で七テールで受け取るようにという以前の命令であり、貴下は、我々のどんな些細な要求も聞かないということでした。皇帝の命令には、逆らうことなく従わなければならない、さもなければ、取り引きすることなく商品を積み戻らなければなりません。我々は、会社はいかに貿易が抑圧されても、一三八年間の友情を自分達の側から損なうことは、決してありませんでしたし、それどころか、常にそれが損なわれることのないように、改善の望みとともに取り引きをしてきました。会社は、決して皇帝の命令を拒まずに守り、その愛顧を保っています。しかし、その反面、収支を合わせなければならず、損失を出しながら船で通うことはできないということ、貴下が理解して下さるものと思います。それゆえに我々は、今一度、貴下が外国人の問題として、この王国で会社が置かれている悪い状態に同情の眼を向けて下さり、販売商品の支払いにおいて、我々になお古い貨幣を与えて下さるように、率直に要求します。⁽²⁾

とあり、過去のオランダ側の実績にかんがみて、引き続き享保小判を引き渡すように求めている。こうしたオランダ側の抵抗の背景には、彼らの知り得た情報では、同年には元文小判はいまだ江戸・京・太坂の国内の大都市でも通用していなかったということも挙げられよう。⁽³⁾

しかしこうしたオランダ側の努力の甲斐もなく、同月二五日になって、通詞らは商館長のもとを訪れて

今年、新しい小判は重い（テール＝引用者註）で三テール五マース、出島銀で七テールすなわち二四グルデンー〇スタイフェルで引き渡されるが、来年は重テールで四テール以上、出島銀で八テールすなわち二八グルデン以上になること。閣下（長崎奉行＝引用者註）と通詞たちは、我々に友人として、この提案を受け入れることを要求した。さもなければ、取り引きを行うことなく、すべての積み荷とともに再びバタビアへ出発しなければならない。⁽⁴⁾

として、新小判の仕入価格を同年は享保銀で三五匁（従来の四宝字銀で七〇匁）とし、翌年は四〇匁（四宝字銀八〇匁）とする新たな条件を提案してきた。そこでオランダ側では、

閣下たち（バタビアの東インド評議会の委員たち＝引用者註）は、その新しい貨幣を受け取ることで損をしないよう、その一方で我々に貿易を続けるよう、とりわけ、もし新しい小判を前記の値段で受け取ることができ、まだ会社にとって利益となるの

ならば、商品を再びバタビアへ積み戻すことのないよう何度も書き送って来ている。として、この提案を了承することとなったのである。⁽⁵⁾

冒頭に述べたごとくオランダに対する銀の輸出は一六六八（寛文八）年以来禁止されていた。この間、国内においては、一六九五（元禄八）年の元禄銀、一七〇六（宝永三）年の宝字銀、一七一〇（宝永七）年の永字銀と三ツ宝銀、一七一一（正徳元）年の四ツ宝銀、一七一六（正徳四）年の正徳享保銀と銀貨の改鑄を繰り返していた。これに対してオランダ商館は小判を輸出しており、小判改鑄の影響は受けるものの銀貨改鑄の直接的な影響はなく、一八世紀初期のオランダ商館は、帳簿上、依然として慶長銀に基づき一テール〇匁とし換算の基準としていた。

一方、オランダ貿易における輸出小判は、国内における金小判の改鑄にともない、元禄小判・宝永（乾字金）・正徳享保小判と変化を重ね、この結果、一七一八（享保三）年間一〇月に発布された新金銀通用令以後、オランダ貿易における金銀比価は、国内の金銀比価との間に二倍の開きを生じてしまったのである。⁽⁶⁾このため一七三三（享保一八）年の新仕法において、オランダ貿易の取引においても国内と同様、享保銀に基づく金銀比価を用いることが定められた。⁽⁷⁾この結果、オランダ商館の帳簿においては、国内の金銀に基づく銀テールである「zwaar geld 重い銀」とその半分の価値の慶長銀以来の従来の銀テールをあらわす「Decima geld 出島銀」（出島でしか通用しなくなったため、このような呼称が用いられたものと思われる）の二種が用いられるという、複雑かつ煩雑な表記に変更されたのである。

出島オランダ商館の仕訳帳によれば同年一七三七年一〇月一二日の輸出品積み出し勘定の中には、三八枚の「新しい貨幣 *nieuwe munt*」の小判、四テール六マース一三コンデリン五分の四が記されている。⁽⁸⁾また同年には例年出島にとどめおかれる出島残し金一万三六〇〇テールについても、それまでの享保小判から「新しい小判 *nieuwe goude coubang*」すなわち元文小判となったが、それまでは一枚の価格が一三テール六マースで一〇〇〇枚あったものが、一枚七テールとなったため枚数も一九四二枚七分の六となっている。⁽⁹⁾このように同年は輸出小判・出島残し金ともに新小判となったものの、出島残し金の取引価格は、翌年以降の元文小判の仕入価格が採用されていた。

しかし同年の元文小判の輸出は、オランダ貿易における輸出小判が享保小判から元文小判に切り替わったことを示すものではなかった。

仕訳帳の現存しない翌一七三八（元文三）年の小判の輸出については不明であるが、その翌年一七三九（元文四）年の仕訳帳によれば、同年には再び五七九枚の享保小判が輸出され、出島残し金も再び享保小判一万三六〇〇枚となっている。⁽²⁰⁾

また同年の仕訳帳一〇月二二日の輸出品積出勘定によれば、享保小判の仕入価格は従来の一枚当たり一三テール六マースではなく、八テール五マース七コンデリン七分の一となっている。⁽²¹⁾しかしその小書きによれば、実際には享保小判一枚の仕入価格は一三テール六

マースであり、帳簿上の仕入価格との差額五テールニコンデリン七分の六すなわち一七グルデンニスタイフェル分は、銅などのその他の輸出商品の価格に転嫁されているという⁽²²⁾ さらに同年の仕訳帳の次期繰越高には、

125 ps. nieuwe goude coubangs desen jaare pr. Popkensburg en Arnesteijn van Batavia, ontvangen a T.4.6.1.3⁴/₅ ider coubang /: welke soo die in der tijd mogten werden uijtgegeven sullen moeten gerekend werden a T.7. . . . off f.24.10. _ gelijk d's Comp. deselve van den Japander moet ontfangen komt f.2,018.11. _

2,600 ps. groote goude coubangs pr. als boven ontfangen a f.30.7.8 ider welke bij den uijtgaaf om redenen als boven moeten werden gerekent a T.13.6. . . off f.17.12. _ die nu bedragen f.78,975. . .

〔拙訳〕

一二五枚の新しい金小判 合計二〇一八グルデンニスタイフェル 今年バタビアから来たポプケンスブルク号とアルネスティン号が、小判一枚に付き四テール六マースニコンデリン三と五分の四で受け取ったものであり、積み出しに際しては、会社がそれを日本人から受け取らなければならない価格と同様、七テールすなわち二四グルデンニスタイフェルで計算しなければならない。

二六〇〇枚の大きな金小判 上記のごとく、それぞれ三〇グルデン七スタイフェル八ペニングであり、積み出しに際しては前述の理由から、一三テール六マースすなわち一七グルデンニスタイフェルで計算しなければならない⁽²³⁾

とあり、同年には前述の五七九枚の享保小判の他、一二五枚の元文小判と二六〇〇枚の享保小判が取引されたものの、これら二七二五枚の小判については、実際の購入価格と帳簿上の価格との差額を他の輸出商品に転換することが出来なかったため、輸出品積み出し勘定で処理することが出来ず、次期繰越分として仕訳を保留されたものと思われる。

したがって、同年オランダ商館が実際に輸出した小判は、享保小判三一七九枚と元文小判一二五枚の合計三三〇四枚であった⁽²⁴⁾

仕訳帳によれば、一七四〇（元文五）年から一七四三（寛保三）年までは小判の輸出品積み出し勘定は見られず、すべて次期繰越勘定の中で処理されている⁽²⁵⁾このことは、この四か年間には小判が輸出されなかったのではなく、一七三九（元文四）年と同様に、帳簿上の仕入価格と実際の仕入価格とを他の商品に転嫁しきれなかったことから、次期繰越勘定に仕訳されたもので、実際に出島に積み残されたわけではなかったのである。

それでは、こうして次期繰り越し勘定で先延ばしにされた輸出小判の仕訳は、どのよう

に解決されたのであろうか。

一七四三年一月四日の仕訳帳によれば、

Pr. Cassa aan 't Comptoir generaal f. 42,866: 5: __ off T. 12,247.5. __ a
70 stvs. ider soo veel komt te bedragen te meerder uijtgegeven aan
ontvangens der onderstaande coubangs Ao. 1739 pr. de schepen 't
Popkensburg en Arnestein van Batavia alhier bekomen,

〔拙訳〕

〔借方〕現金 〔貸方〕本店勘定 一枚につき七〇スタイフェルとして四万二八
六六グルデン五スタイフェルすなわち一万二二四七テール五マース

以上は、一七三九年にバタビアからここへやって来たポプケンスブルグ号とア
ルネステイン号に引き渡され受け取った以下の小判その他を加えた合計である。⁽²⁶⁾

として、一七三九（元文三年）年以来、毎年、次期繰越勘定に仕訳されていた元文小判一
二五枚と享保小判二四二八枚の実際の仕入価格と帳簿上の仕入価格との差額合計一万二二
四七テール五マースすなわち四万二八六六グルデン五スタイフェルが輸入品仕入勘定とし
て記載されている。この勘定は、実際にこれらの小判が逆輸入されたわけではなく、一七
三九（元文三）年以来、次期繰越勘定で先送りにされた輸出小判が清算されたものである。
この結果、同年の仕訳帳の次期繰越高には出島残し金以外の小判の積み残しは含まれてお
らず、翌一七四四（延享元）年からは輸出小判はすべて輸出品積み出し勘定に仕訳され、
同年には享保小判二四〇二枚が一枚当たり一二テール（一二〇匁）の値段で輸出されてい
る。⁽²⁷⁾

オランダ東インド会社では、本国とアジアにおける銀の換算率を統一するために、一七
四二（寛保二）年にアジアにおいてもレイクスダルダーを六〇スタイフェルから四八ス
タイフェルとしたが、これを受けて出島オランダ商館では一七四四（延享元）年より銀一
〇匁を七〇スタイフェルから四〇スタイフェルに切り下げることにした。⁽²⁸⁾このため、従来
の日本における享保小判の購入価格は、さきに述べた値下げも手伝って、四七グルデン一
一スタイフェルから一挙に帳簿上の価格である三〇グルデンをも下回る二四グルデンにま
で下がったのである。

その後小判の輸出は、表6-5のごとく、一七五二（宝暦二）年まで見られ、また享保
小判の輸出値段は、一七四五（延享二）に一三テール六マース（一三六匁）に戻ったもの
の、一七四九（寛延二）年より再び一二テール（一二〇匁）に値下げされている。⁽²⁹⁾

註

表6-5 出島オランダ商館小判輸出货量・価格(1731-1752年)

年	枚数	単価(テール)	単価(グレン)	種類	備考
1731(享保16)	1,641 (1,641)	85.7 ¹ / ₇	30:__:__	享保小判	
1732(同 17)	8,113 ¹ / ₄ (8,113 ¹ / ₄)	85.7 ¹ / ₇	30:__:__	"	
1733(同 18)	5,608 (5,620)	85.7 ¹ / ₇	30:__:__	"	
1734(同 19)	5,216 (5,680)	85.7 ¹ / ₇	30:__:__	"	
1735(同 20)	5,393 ¹ / ₂ (2,721)	85.7 ¹ / ₇	30:__:__	"	
1737(元文元)	38 (125)	46.13 ⁴ / ₅		元文小判	
1739(同 3)	3,304				
	{ 579	85.7 ¹ / ₇	30:__:__	享保小判	次期繰越勘定
	{ 125	46.13 ⁴ / ₅		元文小判	
	{ 2,600	136		享保小判	
1741(寛保元)	206	136		"	"
1742(同 2)	295	136		"	"
1744(延享元)	2,402	120	24:__:__	"	
1745(同 2)	1,400	136		"	
	{ (2,700)			(")	
	{ (878)			(元文小判)	
1746(同 3)	1,000 (800)	136		享保(元文)	
1747(同 4)	5,000	136		"	
1748(寛延元)	1,700	136		"	
1749(同 2)	1,500 (1,700)	120	24:__:__	" (元文)	
1750(同 3)	2,354 (1,500)			(元文小判)	
	{ 1,354	120	24:__:__	"	
	{ 1,000	70		元文小判	
1752(宝暦2)	824 ¹ / ₈ (368)	120	24:__:__	"	

註) *Negotie Journalen anno 1730/31-1751/52, N.F.J.905-924* による。括弧の数字は J.Feenstra kuiper, *Japan en de Buitenwereld in de Achttiende Eeuw, 's-Gravenhage 1921.* による。

- (1) 田谷博吉『近世銀座の研究』、吉川弘文館、一九六三年、二八五頁。吉川光治『徳川封建経済の貨幣的機構』、法政大学出版局、一九九一年、五六-五七頁。
- (2) 田谷、註(1)所掲書、二九一頁。
- (3) G.W.van Imhoff, *Consideratien over den Handel in Japan met de Bijlagen, V.* O.C.2612, fol.2311.
- (4) J.Feenstra Kuiper, *ibid.*, p.125.
- (5) *Bataviads uitgaand briefboek, A.R.A., V.O.C.990, fol.110-111.*
- (6) *Overgekome brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., V.O.C.2410, fol.147-149.*
- (7) J.L.Blussé & W.G.J.Rommelink eds., *ibid.*, p.472.
- (8) *Overgekome brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., V.O.C.2410, fol.149-151.*
- (9) *Dagregister anno 1737, A.R.A., N.F.J.147, fol.197.*
- (10) op. cit..

- (11) Overgekome brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., V.O.C.2410, fol.152-153,155-156.
- (12) Overgekome brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., V.O.C.2410, fol.153-155,156-157.
- (13) Overgekome brieven uit Batavia, Ms.A.R.A., V.O.C.2410, fol.7-10.
- (14) Dagregister anno 1737, A.R.A., N.F.J.147, fol.197-199.
- (15) op. cit..
- (16) 第五章第一節参照。
- (17) 第六章第四節(二)参照。
- (18) Negotie Journaal anno 1736/37, A.R.A., N.F.J.910.
- (19) op. cit..
- (20) Negotie Journaal anno 1738/39, A.R.A., N.F.J.911.
- (21) op. cit..
- (22) op. cit..
- (23) op. cit..
- (24) op. cit..
- (25) Negotie Journalen anno 1739/40-1742/43, A.R.A., N.F.J.912-915.山脇氏は一七四〇年から四三年までの四か年は小判の輸出が全くないとされているが(山脇悌二郎「オランダ東インド会社と日本の金」〔『日本歴史』第三二一号、一九七五年〕)、確かにこの間の仕訳帳には輸出品積出勘定としての小判の記載はないものの、次期繰越勘定として大量の小判が記載されていた意味を考えたい。
- (26) Negotie Journaal anno 1742/43, A.R.A., N.F.J.915.
- (27) Negotie Journaal anno 1743/44, A.R.A., N.F.J.916.
- (28) 山脇悌二郎、註(25)所掲論文。
- (29) Negotie Journalen anno 1744/45, 1748/49, A.R.A., N.F.J.917,921.

第三節 一八世紀転換期のオランダ商館の銅輸出

「長崎実記年代録」によれば、享保一〇年(一七二五)から元文二年(一七三七)までの一三年間に六回にわたって、オランダ船に対して「臨時」銅の輸出が見られる。この「臨時」銅の性格について鈴木康子氏は、比較的輸出量の少ない時の措置であったとされているが⁽¹⁾その時期は、一七二五(享保一〇)年から一七三七(元文二)年までの九回にわたるオランダ船による洋馬の輸入の時期とほぼ一致しており、この「臨時」銅は、洋馬輸入に対する直接的な褒美である享保一八年(一七三三)と元文三年(一七三八)の二度にわたる「拝領銅」とは別の間接的かつ実質的な褒美であったと思われる⁽²⁾。

また、この「臨時」の意味も、享保五年(一七二〇)に幕府によって定められたオラン

ダ船に対する新たな銅輸出制限量である一〇〇万斤に対するものではなく、「長崎実記年代録」に記された「商売銀高二割合」、すなわち輸入品の取引高に対して設定されていたものであると思われる⁽³⁾。表6-6に見られるごとく、享保九年（一七二四）から享保一八年（一七三三）まで取引高の約三一・五％に固定されていた「商売銀高二割合」銅は、翌享保一十九年（一七三四）から元文元年（一七三六）までは約五一・五％となり、翌元文二年（一七三七）から寛保二年（一七四二）までは六〇％前後にまで増加している。ところが翌寛保三年（一七四三）になると「長崎実記年代録」からは、この「商売銀高二割合」銅と「臨時」銅の記述は消えてしまう。

表6-6 出島オランダ商館輸出銅内訳（1724-1742年）

年	長崎実記年代録				仕訳帳
	商売銀高二割合銅	%	臨時銅	その他銅	
1724 (享保9)	430,200	31.5	0	170,200 御助成買渡	600,000
1725 (同 10)	1,000,000	31.1	50,000	0	1,050,000
1726 (同 11)	800,000	30.9	60,000	0	860,000
1727 (同 12)	1,000,000	31.5	0	0	1,000,000
1728 (同 13)	960,000	31.5	0	0	—
1729 (同 14)	1,000,000	31.5	0	0	—
1730 (同 15)	780,000	31.0	50,000	0	—
1731 (同 16)	444,000	31.5	0	0	444,000
1732 (同 17)	990,800	31.5	0	0	990,800
1733 (同 18)	811,320	31.5	0	100,000 拝領銅	811,320
1734 (同 19)	1,000,000	51.5	20,000	0	1,020,000
1735 (同 20)			100,000	0	630,000
1736 (元文元)	1,070,000	51.5	0	0	—
1737 (同 2)	1,000,000	58.3	35,000	15,000 遣用商売之内	1,050,000
1738 (同 3)	1,000,000	59.7	0	50,000 拝領銅	—
1739 (同 4)	1,000,000	58.0	0	0	1,000,000
1740 (同 5)	1,000,000	57.2	0	0	1,000,000
1741 (寛保元)	1,000,000	57.7	0	0	1,000,000
1742 (同 2)	1,000,000	62.4	0	0	1,000,000

註) 「長崎実記年代録」(九州大学文学部文化史研究施設所蔵)および *Negotie Journalen anno 1723/24-1741/42*, N.F.J.901-914 による。単位は斤。

前述のごとく、同年にはオランダ船に対する取引高が銀六〇〇貫目分に半減し、銅輸出量が六〇万斤に削減されている。「長崎実記年代録」によれば、当時オランダ船に対する銅の輸出価格は一〇〇斤当たり六一・七五匁であり、六〇万斤では三七〇貫五〇〇目となる。これは同年寛保三年に新たに定められた取引高銀六〇〇貫目分の六一・七五％に当たる。このことから、同年銅輸出量が新たに六〇万斤に制限された根拠は、それまでの「商売銀高二割合」銅の実績を踏まえ、新たな取引高六〇〇貫目に基づき算出されたものであ

ると言えよう。オランダ船に対する取引高と銅輸出量は、前述のごとく、その後延享二年（一七四六）に取引高銀九〇〇貫目分・銅輸出量一一〇万斤と緩和されるが、注目すべきは、これによって取引高に対する銅輸出割合が、六一・七五%から七五・四七%に増加することである。このように取引高の縮小の中で、むしろ銅輸出の比重は増大していることが指摘できる。

さらに「長崎実記年代録」によれば、宝暦二年（一七五二）より宝暦一二年（一七六二）までの間、オランダ船に対して、「脇荷代り」の「下地銅」が記載されている。同じく日本側の史料である「大意書」によれば「阿蘭陀脇荷代り銅器物並旅中調針金御用銅を以相仕立渡方之事」として

阿蘭陀脇荷代り銅器物並針金買渡の儀は、寶暦元未年菅沼下野守様御在勤の節、紅毛人參府の砌上方調の儀奉願候處、於江府相願候様被仰渡、翌申春於江府松浦河内守様へ奉願、高七千斤程買調の儀御免被仰付、其後年々買渡高五千斤宛相調、同三酉年は四千斤買調被仰付、殘千斤は翌戌年紅毛人帰郷の上買調被仰付、同六子年より御定高七千五百斤に相極り、右の内貳千五百斤は長崎器物商人共見世賣の分、紅毛人好に相調、殘五千斤の内四千斤は、例年紅毛人參府の節、於大坂銅針金にて買調、猶殘千斤は商売後、器物にて買調候積り相極り申候、尤同七丑年より追脇荷代り銅器物千八百斤餘買渡の儀奉願、同十一巳年迄年々右斤高程買渡來、同十二丑年は追脇荷代り壹萬七千斤餘は買渡候に付、同十三未年石谷備後守様御在勤の節、右追脇荷代りは相止申候、勿論寶暦二申年よりは、紅毛脇荷代りに平銅拾萬斤宛買渡被仰付候得共、同十二年紅毛人平同買渡の儀御斷申上、右代り銅器物五千斤宛買渡の儀再應奉願候に付、寶暦十三未年より年々右斤高買渡被仰付、（以下略）⁽⁴⁾

とあり、その要点は以下のごとくなる。

- ①宝暦元年（一七五一）、オランダ船に対する「脇荷代り銅器物」と「針金」を商館長の江戸參府の際に大坂で調達することを、オランダ側から長崎奉行に願ひ出た。
- ②翌宝暦二年（一七五二）、江戸にて長崎奉行松浦河内守に願ひ出たところ、「脇荷代り銅器物」及び「針金」として、同年は七〇〇〇斤、翌宝暦三年（一七五三）よりは五〇〇〇斤、一七五六（宝暦六）年よりは七五〇〇斤の許可を得た。
- ③この七五〇〇斤の内訳は、長崎における器物商人共見世売り分一五〇〇斤、參府途上の大坂における銅針金分四〇〇〇斤、長崎における器物分一〇〇〇斤となっていた。
- ④宝暦七年（一七五七）よりオランダ船に対して「追脇荷代り銅器物」一八〇〇斤、宝暦一二年（一七六二）には二七〇〇斤が許可されたが、宝暦一三年（一七六三）に廃止された。
- ⑤宝暦二年（一七五二）より宝暦一二年（一七五二）までオランダ船に対して「脇荷代り平銅」一〇万斤が認められた。
- ⑥宝暦一二年（一七六二）に「脇荷代り平銅」が廃止され、翌宝暦一三年（一七六三）

よりは「脇荷代り銅器物」五〇〇〇斤のみとなる。

一方、オランダ側の史料である仕訳帳には、この脇荷代り銅は記載されていない。それは、この脇荷代り銅が文字どおり個人貿易での銅輸出であったことによるものと思われるのであるが、オランダ側の史料により、これらの六点を検証してみることにしよう。

まず①の宝暦元年（一七五一）にオランダ側の要望によって、脇荷取引において銅を輸出することとなったという主張であるが、同年のオランダ商館の日記によれば、一七五一（宝暦元）年八月二二日にオランダ商館長は長崎奉行松浦河内守との会見を要求し、翌日これが拒否されるや、同月二四日に銅輸出量の増加と輸入商品の値上げとを要求する長崎奉行宛の書翰を提出した。⁶¹九月一五日になって長崎奉行の使者と通詞・通詞目附らが商館長のもとを訪れて

会社は、既にここで一〇〇年以上取り引きしてきたことを考慮して、昨年と同様、

今年も三隻の船の積み荷を取引することを許された。すなわち、一万一〇〇〇ピコルの棹銅を受け取り、従来の値段で商品を販売してもよい。⁶²

ことを返答しているが、「大意書」にいう「脇荷代り銅器物」と「針金」についての記述は、あるいは個人貿易に関する事柄のためか見られない。

次に②の翌年、江戸において長崎奉行へ願い出たとされることについても、翌一七五二年四月一七日に商館長らは参府のため江戸に到着し、五月九日まで滞在するものの、この間に在府中の松浦河内守へ願い出た事実は確認出来ない。⁶³また③から⑥までに見られる「脇荷代り銅器物」・「針金」・「脇荷代り平銅」・「追脇荷代り銅器物」は、いずれも脇荷分としての取引であるためか、オランダ側の仕訳帳には記載されていない。

そこで宝暦二年（一七五二）から明和六年（一七六九）までの「長崎実記年代録」と仕訳帳に記載されたオランダ船の銅輸出量を一覧したものが、表6-7・8である。

それによれば、脇荷分の取引における銅輸出である「脇荷代り平銅」が、「長崎実記年代録」では「脇荷代り下地銅」として記載されているのに対して、仕訳帳には記載されていない。この「脇荷代り平銅」は、⑤によれば一〇万斤が認められていたということであるが、表6-7のごとく、宝暦九年（一七五九）からはほぼ一万斤となっている。

また「長崎実記年代録」には、宝暦一三年（一七六三）から「金代り銅」が記載されているが、仕訳帳には載っておらず、同年には正式にオランダ船に対する小判の輸出が禁止されていることから、この「金代り銅」は「脇荷代り下地銅」に代わるものであり、会社荷物ではなく脇荷の取引に充てられたと見られ、その割当量は七万斤であったと思われる。またそれは「脇荷代り銅器物」五〇〇〇斤とは別と考えられる。

一七五二（宝暦二）年九月七日、オランダ商館は幕府との間に新たな貿易協定を結ぶが、同年一二月六日付の商館長ダビッド・ブーレンの年次報告によれば、この協定は

- 一、会社は今後、二五万テールの定高以上の商品を取引してはならない。この中には、宮廷への贈り物を除く、残りの部分が含まれる。

表6-7 出島オランダ商館輸出銅内訳 (1752-1762年)

年	長崎実記年代録		仕訳帳
	定高銅	脇荷代り銅	
1752 (宝暦2)	1,100,000	72,365.313	1,100,000
1753 (同 3)	1,100,000	90,000	1,100,000
1754 (同 4)	1,100,000	90,000	1,100,000
1755 (同 5)	1,100,000	63,217.5	1,100,000
1756 (同 6)	1,100,000	90,000	1,100,000
1757 (同 7)	1,100,000	90,000	1,100,000
1758 (同 8)	700,000	0	700,000
1759 (同 9)	1,500,000	112,600	1,500,000
1760 (同 10)	1,100,000	110,000	1,100,000
1761 (同 11)	1,100,000	116,782.5	1,100,000
1762 (同 12)	1,100,000	110,000	1,100,000

註) 「長崎実記年代録」(九州大学文学部文化史研究施設所蔵)および Negotie Journalen anno 1751/52-1761/62, N.F.J.924-934 による。単位は斤。

表6-8 出島オランダ商館輸出銅内訳 (1763-1769年)

年	長崎実記年代録		仕訳帳
	定高銅	金代り銅	
1763 (宝暦13)	1,100,000	110,000	1,100,000
1764 (明和元)	1,100,000	70,000	1,100,000
1765 (同 2)	600,000	0	600,000
1766 (同 3)	1,000,000	0	1,000,000
1767 (同 4)	650,000	35,000	650,000
1768 (同 5)	697,500	0	—
1769 (同 6)	1,322,500	70,000	—

註) 「長崎実記年代録」(九州大学文学部文化史研究施設所蔵)および Negotie Journalen anno 1762/63-1768/69, N.F.J.935-939 による。単位は斤。

二、商品に対する値段の他に、六〇〇〇テールの割り増し金が、売上高全体に加えて与えられる。

三、毎年一万一〇〇〇ピコル（一ピコルは一〇〇斤＝引用者註）の棹銅が一ニテール三マース五コンデリンの従来値段で引き渡される⁽⁸⁾

という、それまでの取引方法を確認するものであった。したがって同年がオランダ貿易に
とっての画期となったことは、会社荷物の取引以外に、オランダ船の脇荷に関する交渉が
オランダ側の公式の記録としてとどめられたことにあったといえよう。すなわち、同月三
〇日に大通詞吉雄幸左衛門が商館長のもとを訪れ

もし個人貿易（脇荷＝引用者註）を行う人々が、いくらかの商品を小判と交換に売
るためにやって来たのであり、もし平銅が少なくとも四〇テールで受け取られるなら
ば、以前話をした平銅を交換に受け取る気があるかどうか⁽⁹⁾

と、脇荷貿易における平銅（plaatkoper）の輸出を打診してきた。これに対して商館長は
難色を示している⁽¹⁰⁾。その後もオランダ側は脇荷における平銅の取り引きを拒否していたが、
翌一〇月二九日には再び通詞らが訪れて、下地銅の輸出を承諾するか否かを尋ねたのに対
して商館長は

われわれは、評議会の命令を得ずに、個人貿易に板銅やその他の銅を一度たりとも
輸送することを許されてはいない。その上、会社がその雇用人によって、いくらかの
努力を傾けながら実現できずにいることを、個人貿易が得られるようになることは理
に合わない⁽¹¹⁾

と返答している。翌々日三日にも通詞が訪れ、

江戸の宮廷が許可した一一〇万斤以上の銅が会社に引き渡されることは不可能であ
る。（中略）もし拒否するのであれば、会社は個人貿易に長官の好意を得ることは出
来ない⁽¹²⁾

として、オランダ側が下地銅を受け取らなければ、脇荷の取引を廃止することを示唆した
ため、やむなく、翌一月一日になって、オランダ側は脇荷における下地銅の受け取りを
了承する旨を伝え、ようやく同年の脇荷の取引も始まったのである⁽¹³⁾

註

（1）鈴木康子「近世銅貿易の数量的考察－オランダ東インド会社の日本銅輸出－」

（『中央大学大学院研究年報』第一五号Ⅳ、一九八六年）。

（2）第五章第三節参照。

（3）同前。

（4）「大意書」（『近世社会経済叢書』第七巻、改造社、一九二六年）、一二頁。

（5）J.L.Blussé & P.van der Velde, *The Deshima Dagregisters, their original table of contents Vol.VII 1740-1760*, Leiden, 1993, p.204.

- (6) Dagregister anno 1751, N.F.J.161, fol.132-134.
- (7) J.L.Blussé & P.van der Velde, *ibid.*, pp.223-224.
- (8) Afgaande brieven van anno 1752, K.A.11734, ongefol.
- (9) Dagregister anno 1752, N.F.J.162, fol.211-212.
- (10) op. cit..
- (11) Dagregister anno 1752, N.F.J.162, fol.242.
- (12) Dagregister anno 1752, N.F.J.162, fol.246-248.
- (13) Dagregister anno 1752, N.F.J.162, fol.250.

ま と め

以上のごとく、一七世紀後半以来、銅と小判とを主要輸出品としその利益に依存してきた出島オランダ商館の貿易は、一八世紀前半の享保期から宝暦期にかけて大きな画期を迎える。

その一つは、国内の金銀貨幣の改鑄にともなう小判の値上げと品質の低下であった。享保七年（一七二二）からの享保小判の輸出による損失の拡大によって、出島オランダ商館は一七三〇年代に入ると、その経営帳簿において、インドにおける販売損失を他の輸出品の仕入価格に転嫁することによって負担することを余儀なくされたのである。さらに元文二年（一七三七）の元文小判の導入後も、享保小判の輸出が認められるものの、オランダ商館は、新たにその損失を繰り越すことによって対処せざるを得なくなった。

一方、銅の輸出においても一七二〇年代に入ると、享保六年（一七二一）よりのオランダ船に対する銅輸出量を一〇〇万斤とした幕府は、これとは別にオランダ船の銅輸出の適正量を取引高に対して設定した「商売高二割合」を定高銅とし、それ以外を「臨時銅」とする新たな方針を示した。一七四〇年代における幕府によるオランダ貿易の取引高の縮小は、逆に銅輸出の比重を増大させ、それは一七五〇年代には下地銅（平銅）の輸出、一七六〇年代には小判の代償を名目とする「金代り銅」となって、いずれも脇荷分の取引としてあらわれるのである。

一七六〇年代の出島オランダ貿易は、一七世紀以来の小判輸出が最終的に終焉を迎えるとともに、一転して金銀の輸入が始まる転換期であった。また銅輸出においてもインドを中心とするオランダ東インド会社のアジア貿易の衰退の中で日本銅市場が衰退してゆくことによって、さらなる局面を迎えるものと思われるが、それについては今後の課題としたい。

第七章 一八世紀出島オランダ商館の砂糖貿易

はじめに

近世オランダ貿易における輸入品に関する従来の研究は、主として出島オランダ商館の経営帳簿の分析に基づきながらも、一七・一八世紀の主要輸入品であった生糸などの特定商品の輸入量の推移を一定期間にわたって明らかにするものと、一七世紀から一九世紀にいたる間の特定年次についての同商館の全輸入商品の数量・価格を解明するものとの二つのタイプに大別されよう⁽¹⁾。また近年では、オランダ側史料と日本側史料との比較照合から、積荷から長崎会所での落札に至る各段階での数量・価格の比較検討が重要なテーマとなっている⁽²⁾。

このような研究状況のもとで、筆者がとりわけ関心を抱いているのは、こうして明らかにされつつある輸入品の数量の増減や価格の上下が、国内・国外のどのような政治・経済もしくは社会的条件のもとで生じるのかということである。言うまでもなく、これらの輸入品の大半は、その生産を国外に依存する幕藩制的非自給物資であり、その限りにおいて鎖国制下の国内経済は、一七世紀から一九世紀にいたるアジアにおける国際分業体制の中に組み込まれていたためである。この点を考慮するならば、長崎貿易における輸入品の数量的変化は、国際分業関係の変動に起因するといえよう⁽³⁾。また、これら輸入物資の中には、生糸・綿布・砂糖などのように、近世を通じての国内諸産業の発達によって国産化が達成され、国内市場においては国産品と輸入品とが競合するのみならず、国産商品が主要な地位を占めるものもあらわれる⁽⁴⁾。かかる事実から、鎖国体制下の長崎貿易は、単なる量的制限の過程ではなく、国内外の諸条件に規定されつつ、構造的に変化していたことを推論するのである。そして、そのことを解明するためには、輸入品の数量・価格の変化を手がかりとしなければならない。

そこで本章では、輸入品の量的変化を国内・国外の諸条件との関連の中で具体的に捉えながら、近世の国内社会における輸入品の役割を探るべく、出島オランダ商館による砂糖の輸入について考えてみたい。オランダ船による砂糖の輸入については、これまで岩生成一・山脇悌二郎両氏の研究があるが⁽⁵⁾、これらの先行研究を踏まえつつ、一八世紀における出島オランダ商館による毎年の砂糖の輸入量・取引量を具体的に明らかにするとともに、その構造的変化をオランダ東インド会社のアジア貿易の特質、出島オランダ商館の輸入品における砂糖の位置、そして国内における商品経済の発展と輸入砂糖の役割の諸条件から考察することとする。

註

- (1) 個別輸入商品の数量については、オスカー・ナホッド著・富永牧太訳『十七世紀日蘭交渉史』（養徳社、一九五六年）、山脇悌二郎「オランダ東インド会社の対日生糸貿易」（『日本歴史』第三〇五号、一九七三年）、同『長崎のオランダ商館』（中央公論社、一九八〇年）などがある。一方、特定年次の輸入品については、山脇「スタト・ティール号の積荷—江戸時代後期における出島貿易品の研究—」（『長崎談叢』第四九輯、一九七〇年）、加藤榮一「一六三六年度平戸オランダ商館の輸出入商品」（『東京大学史料編纂所報』第四号、一九七〇年）、科野孝蔵「オランダ東インド会社」（同文館、一九八四年）、石田千尋「近世中期オランダ船積荷物の基礎的研究—天明元年・二年（一七八一・一七八三）を事例として—」（『青山学院大学文学部紀要』第二七号、一九八六年）、同「近世後期における出島貿易品とその取引過程—文化十一年（一八一四）長崎入港シャルロッタ号の積荷を事例として—」（『史学雑誌』第九七編第八号、一九八八年）などがある。
- (2) こうした仕入れ段階と落札段階の数量・価格の相違を指摘したものとしては、中村賢「鎖国下の貿易」（加藤榮一・山田忠雄編『講座日本近世史2 鎖国』有斐閣、一九八一年）、同「貿易商品と国際分業」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本史III 海上の道』東京大学出版会、一九九二年）、石田（前掲『史学雑誌』）論文がある。
- (3) 朝尾直弘「一七世紀における産業構造の特質」（『日本史研究』五六号、一九六一年）。
- (4) これまでに武部善人『綿と木綿の歴史』（御茶の水書房、一九八九年）、浜下武志・川勝平太編『アジア交易圏と日本工業化』（リプロポート、一九九一年）等の木綿や砂糖についての研究がある。
- (5) 岩生成一「江戸時代の砂糖貿易について」（『日本学士院紀要』第三一巻第一号、一九七三年）、山脇悌二郎、前掲書。

第一節 バタビアにおけるオランダ東インド会社の砂糖取引

オランダ東インド会社のアジアにおける砂糖の供給は、一七世紀初期には中国・台湾・シヤム・ベンガルといった会社の支配領域外に依存していたが、オランダは一六三七年にはバタビアにおける砂糖の栽培に試験的に着手した⁽¹⁾。当時、一六三〇年代後半から四〇年代前半にかけてのアムステルダム市場においては、西インド産の砂糖の値上りがあり、このことがオランダ東インド会社の取締役会にジャワ産の砂糖への関心を抱かせたのである⁽²⁾。加えて、一六六二年オランダが台湾より撤退したことによって、東南アジアにおける砂糖の供給地としてのジャワの地位が相対的に強化された。その後、一六七七年にはオランダ

は、ジャワ島の中東部を支配するマタラム王国の国王との条約において、同王国内の全ての砂糖を会社が独占的に購入することを義務づけており、会社のジャワ経略上の重要な施策としてジャワ産砂糖の確保を目指していた⁽³⁾。当時、オランダ東インド会社はジャワ産砂糖とともに、ベンガル産砂糖を買付けていたが、ベンガル市場はオランダにとっての強力なライバルであるインド商人の支配するところであり、このためオランダ東インド会社は、ジャワ産砂糖を中心として、その販路をインド以外の日本・ペルシアといった東西の遠距離貿易に求めていくことになるのである⁽⁴⁾。

ここで一六九九年からのバタビア仕訳帳 (Bataviaas Negotie Journalen) と一七〇三年からのバタビア元帳 (Negotie Grootboeken gehouden te Batavia) によって、一七世紀前半のバタビアにおけるオランダ東インド会社の砂糖の供給状況を具体的に見てみよう⁽⁵⁾。

バタビア仕訳帳によれば、オランダ東インド会社は一七〇〇年五月末日に白砂糖四一万三〇二三ポンド・氷砂糖一万二四二二ポンドを購入しており、同年六月二七日には日本へ向けて白砂糖九六万二三八六ポンド (粗糖一万三六二六ポンドを含む)・氷砂糖二四五三四八ポンドが送られている⁽⁶⁾。また一七〇二年にはバタビアから日本へ向かった四隻のオランダ船には、白砂糖一三六万〇二五四ポンドと氷砂糖一八万九〇四三ポンドとが積み込まれていたが、同年の出島オランダ商館の仕訳帳 (Negotie Journaal) によれば、同商館は白砂糖一三四万一一七ポンド・氷砂糖一八万九〇四三ポンドを輸入しており、バタビア仕訳帳の日本向け輸出量とほとんど一致している⁽⁷⁾。このことから、一八世紀初期に出島オランダ商館が輸入していた砂糖はジャワ産の砂糖であったことが確認されよう。また表7-1のように、一七〇一年九月から一七〇二年八月までの間にバタビアよりペルシア・マラバル・希望峰・コロマンデル・セイロン・オランダ本国といった日本以外の地域に送られた白砂糖は合計一三八万六五六八ポンドであり、日本への輸出量と合わせると二七二万七六八五ポンドとなる⁽⁸⁾。一方、同年度にバタビアにおいて購入されたジャワ砂糖は、白砂糖三〇五万〇八三七ポンド・氷砂糖二五万六六九〇ポンドであり、このことから日本のみならず上記の他の地域へ供給する白砂糖も、すべてバタビアから輸出されていたと考えられる⁽⁹⁾。

一七〇四年以降、オランダ東インド会社はバタビアにおいて、毎年五〇〇万ポンドを越える白砂糖を購入しており、一七〇四年から一七三九年までの平均購入量は、白砂糖約七一二万七七七二ポンド、氷砂糖約三六万六八七ポンドであった⁽¹⁰⁾。また砂糖の輸出先について見ると、一六八〇年から一七〇九年までの三〇年間にバタビアから合計六八四二万五七一一ポンドの白砂糖が輸出されているが、このうち三五・六四%の二四三八万七七一八・二五ポンドがペルシアへ、三一・四七%の二一五三万一五二五ポンドが日本へ、二〇・一一%の一三七六万二二八四ポンドがオランダ本国へ送られており、これら三つの地域だけで輸出量全体の八七%を占めているのである⁽¹¹⁾。

しかし一七一〇年代に入ると、バタビアからアジア各地への砂糖の輸出に大きな変化が

表7-1 1702年度バタビア砂糖取引量

		白砂糖(ポンド)	氷砂糖(ポンド)
借方	前期繰越分	341,574	0
	購入分	3,050,837	256,690
貸出先	日本	1,360,254	189,043
	ペルシア	958,828	106,668
	セイロン	4,810	0
	マラバル	25,174	0
	コマンデル	6,369	2,701
	スマトラ	746	0
	希望峰	13,979	0
	オランダ	376,457	0
	マラッカ	205	234
	次期繰越分		321,871

註) バタビア仕訳帳 (Bataviaas Negotie Journaal anno 1701/02, K.A.11833) による。このほかに借方にはアジア各地の商館からの積み戻し分など、貸方にはバタビアでの売却分・自家消費分が勘定されている。

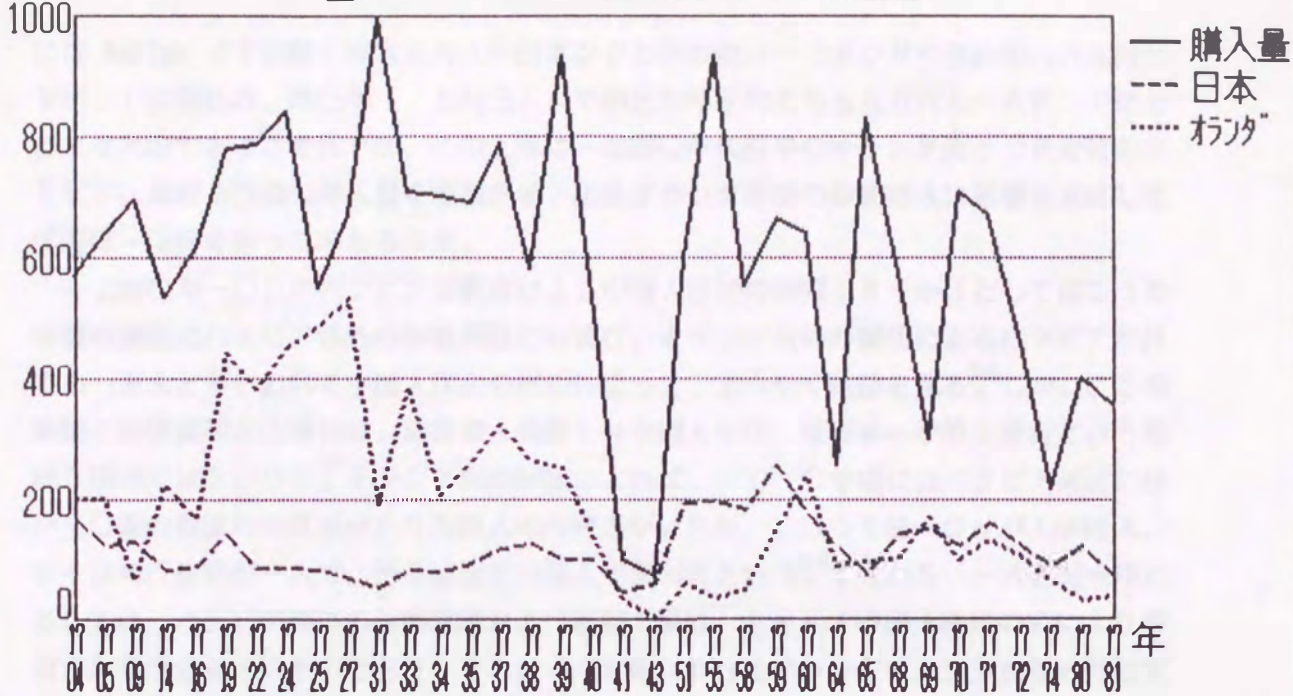
あらわれる。まず日本への輸出量が減少し、また日本と並んでアジアにおける大きな市場であったペルシアへの輸出も、一七二二年のソフィ王朝の滅亡とアフガンの戦争のために、ほとんど途絶するのである⁽²⁾。一方、ヨーロッパにおける砂糖価格の上昇によって一六九八年から再開されたバタビアよりオランダ本国への砂糖の輸出は、一七〇四・一七〇五・一七〇九・一七一四・一七一六年の五年間には平均一七二万三八六三ポンドが輸出されていたが、その後、図7-1に見られるように、一七一〇年代末より急増し、一七一九・一七二二・一七二四・一七二五・一七二七年の五年間には平均で四五八万四五三七ポンドと前述の五年間の二・七倍に増加している⁽³⁾。

しかし、こうした一七一〇年代末からの本国向けの白砂糖の輸出量の増加は、ヨーロッパにおける砂糖の需要を反映したものではなかったことは留意すべき点であろう。すなわち、一八世紀末に始まるオランダ本国におけるジャワ白砂糖の需用は、実際には一七一〇年代半ばをピークとして低下しつつあったのであり、その証拠に一七二四年には本国の取締役会はバタビアに対して、バラスト以上のジャワ白砂糖を送らないように求め、本国への輸出量を年間二〇〇万ポンドに制限することを伝えている⁽⁴⁾。ところが、こうした本国の方針にもかかわらず、バタビアより本国への白砂糖の輸出は依然伸び続け、一七二七年には五三四万五〇四一ポンドの白砂糖が輸出され、そのピークに達するのである⁽⁵⁾。

それではバタビアは、なぜ本国の意に反して白砂糖の輸出を拡大し続けたのであろうか。一七二六年一月二一日付のバタビア当局より本国への一般政務報告は、その理由につい

万ポンド

図7-1 バタビア白砂糖購入・輸出量



註) Negotie Grootboeken gehouden te Batavia 10810-10831, 10671-10679 による。

て

大量の砂糖を積荷として乗せることは、現在その生産物がスラットとペルシアにおいて市場を見いだすことができず、困窮しているジャカルタの砂糖農民のために、とりわけ必要である。⁽⁶⁾

としている。また一七二七年一月三〇日付の一般政務報告では、衰退しつつある砂糖の栽培を育成する必要から、ある程度の砂糖を本国に送らなければならない、とも述べているのである。⁽⁷⁾こうしたことから一七一〇年代末からのオランダ本国への白砂糖輸入量の急増は、ヨーロッパにおける需用を反映したのではなく、アジア市場で供給過剰となった砂糖を吸収し生産を維持するための、すぐれて政治的な措置であったとともに、日本への輸出品の減少も、ヨーロッパあるいはスラット・セイロン・マラバルなどの他のアジア市場への供給増によるものではなかったのである。

その後、一七四〇年代に入るとともに、バタビアにおけるオランダ東インド会社の砂糖の購入量は急落し、白砂糖は一七四一年に一〇〇万三六三九ポンド、四三年には七一万五三三五ポンド、氷砂糖は一七四一年に六一三ポンドまで減少する。⁽⁸⁾バタビアにおける砂糖購入量の減少は、直ちにバタビアから砂糖に依存していた出島オランダ商館の砂糖輸入と取引に深刻な影響を及ぼした。すなわち、同商館の砂糖輸入量は、寛保元年(一七四一)

には Bariga (下白糖) 四六万八八六四ポンドと氷砂糖六一三ポンドの合計四六万九四七七ポンドに落込み、同三年(一七四三)までの三か年平均でも五九万六七一八ポンドにとどまったのである。⁽⁹⁾それでは、このように一七四〇年代前半のオランダ東インド会社のバタビアにおける砂糖の購入量を激減させ、出島オランダ商館の砂糖輸入に影響を及ぼした原因は一体何であったのだろうか。

一七四〇年一〇月にバタビア総督府による中国人移民の制限をきっかけとして起こった華僑の暴動はバタビア郊外の砂糖農園にも及び、オランダ当局の鎮圧によるバタビアだけでも一万人ともいわれる中国人移民の虐殺によって、ようやく終結を見る⁽²⁰⁾。しかし、この暴動と砂糖農園との関係は、加害者(暴徒) = 中国人移民、被害者 = 砂糖生産者という単純な図式ではなかった。⁽²¹⁾オランダ側の記録によれば、一七一〇年頃にはバタビア周辺には一三〇基の製糖用の風車があり八四人の所有者がいたが、このうちヨーロッパ人が四人、ジャワの行政官が一人で、残りは全て中国人であったという⁽²²⁾。すなわち、一八世紀当時においては、バタビア周辺の砂糖農園および製糖工場は、主として中国人移民の手により所有され経営されていたのであり、そこに一八世紀におけるオランダ東インド会社の砂糖貿易の構造的な問題が内在していたと考えられるのである。

バタビアにおける中国人移民の歴史は一七世紀にさかのぼり、一六四六年のオランダ東インド会社とマタラム王国との平和条約以後、バタビアには大量の中国人が入植している。中国人は当初からバタビアにおける砂糖の生産に深く関わっており、一六五〇年には既にバタビアの周辺に中国人の風車による製糖工場が稼働し、年間二四万五〇〇〇ポンドを生産していたが、一六六二年には九六万九八〇〇ポンドを生産するまでに発展していたという⁽²³⁾。また先に述べたごとく、一六七七年のオランダ東インド会社とマタラム王国との間に砂糖の独占売買が契約された後も、中国人により栽培された砂糖は、会社以外のルートでも、より高価格で取引されていたという⁽²⁴⁾。

先述のバタビア仕訳帳によれば、一七〇〇年五月末日にはオランダ東インド会社は、バタビアにおいて、一七人の人物から白砂糖四一万三〇二四ポンドと、九人の人物から氷砂糖一万二四四〇ポンドを購入しているが、このうち白砂糖では一五人までが中国人であり、氷砂糖では全員が中国人であった⁽²⁵⁾。また、一七〇一年九月から翌一七〇二年八月までの一年間に、オランダ東インド会社に砂糖を売却した人物は一二三名にのぼっているが、取引量三三〇万七五二七ポンドのうち、三〇二万五四九〇ポンドが中国人から購入されており、白砂糖の九〇・九三%、氷砂糖に至っては一〇〇%を占めていた(表7-2)⁽²⁶⁾。このことから、一八世紀におけるバタビアでの砂糖の生産と供給が、中国人移民の存在を抜きにしてはありえなかったことが確かめられよう。さらに、一七〇二年度にオランダ東インド会社に最も大量の砂糖を販売した人物は、バタビアにおける中国人社会の首領(Capitan)であり、中国人販売者の中には副首領(Leutenant)の名も見られることも、当時のバタビアにおける砂糖の販売が、バタビアにおける中国人社会の経済的影響力のもと

表7-2 1702年度バタビア砂糖主要販売者

氏名	白砂糖(ポンド)	氷砂糖(ポンド)
《オランダ人》		
Anthonij Adriaanszoon, mardijker	89,586	0
Corneris Chasteleijn	35,071	0
de Roij, juffrouw	31,661	0
Radder, juffrouw	20,007	0
Lambert Jacobszoon	15,410	0
Jacob Janze	15,170	0
Christian Jonk, burger	12,823	0
Steuphaas, juffrouw	12,717	0
Frank Bernardus Frankenardszoon	12,601	0
Hendrik Cardeel, burger	8,824	0
Jacob de Lange	7,667	0
Jan Francis, mardijker	7,625	0
小計	269,162	0
《ジャワ人》		
Soetawangza, Javaanzen Capitan	0	5,250
Soeta Wangza	7,625	0
小計	7,625	5,250
《中国人》		
Limkeenko, Chinees Capitan	126,338	19,572
Nieij Litsoeko, Chinees vrouw	112,728	13,459
Tan Lianko	102,231	0
Quekoenqua	96,398	20,894
Sousia, docter	94,444	18,555
Theowanko	92,015	14,105
Ong Lamko	79,140	21,048
Thebitia	71,471	18,674
Nieij Quaheenqua, Chinees vrouw	54,355	6,375
Thebeenko	50,311	18,606
Tan Inkong	39,620	24,702
Quekiauko, Chinees Leutenant	37,541	7,507
Theo inko	36,754	0
Nieij Adjie, Chinees vrouw	34,724	0
その他 95名	1,745,980	67,943
小計	2,774,050	251,440
合計	3,050,837	256,690

註) Bataviaas Negotie Journaal anno 1701/02, Boekhouder-Generaal te Batavia 11833 による。

但し中国人は販売量3万ポンド以上の上位14人のみ記載した。また人物名の後のjuffrouw (高級官吏夫人)、Mardijker (解放奴隷)、burger (自由市民)、Capitan (首領)、Leutenant (副首領)vrouw (女性)は身分をあらわす。

にあったことを示している⁽²⁷⁾。前述のごとく、一七四〇年の中国人暴動の原因となった中国移民の制限も、一七二二年に製糖工場の労働力確保のために、バタビアのオランダ当局が中国船の誘致を再開した結果、大量の中国人労働者が流入し社会不安を生じたことに端を発していた⁽²⁸⁾。このことから明らかなごとく、オランダ東インド会社は、その支配領域であるバタビアにおいて砂糖の生産を拡大するためには、中国人移民の増加と経済活動の発展を許容せざるを得ないという矛盾を抱えており、その結果として、バタビアにおける中国人社会の発展と、これを抑制しようとするオランダ当局との間の緊張関係が激化していったと考えられる。

このように一七二〇年代から一七四〇年代にかけてのバタビアにおけるオランダ東インド会社の砂糖取引には、自らのアジア貿易の主要商品である砂糖の生産を、その植民地支配を貫徹する上で対抗勢力となる中国人移民に依存せざるを得ないという経営の不安定要素が存在しており、それは最終的には一八三〇年のオランダによる砂糖の強制栽培制度の導入まで続いていたと思われる⁽²⁹⁾。そして、このオランダと現地の社会との政治的関係に規定される不安定要因こそが、出島オランダ商館の砂糖輸入にとっての国外的条件であったと同時に、オランダ東インド会社のアジア貿易の構造的限界を示しているのである。

註

- (1) Glamann, Kristof, *Dutch-Asiatic Trade 1620-1740*, Danish Science Press, Copenhagen, 1958, pp.153-156.
- (2) Glamann, *ibid.*, p.153.
- (3) Godee Molsbergen, E.C., *Geschiedenis van Nederlandsch Indie*, Joost van den Vondel, Amsterdam, 1939, vol.4, p.43.
- (4) Glamann, *ibid.*, pp.160-161.
- (5) オランダ国立ハーグ中央文書館 (Algemeene Rijksarchief) 所蔵バタビア総書記文書 (Boekhouder-Generaal)。以下、架蔵番号を付す。
- (6) Bataviaas Negotie Journalen anno 1699/1700-1701/02,(11832-11833).
- (7) Bataviaas Negotie Journaal anno 1701/02,(11833). Negotie Journaal anno 1701/02, N.F.J.882(K.A.11832).
- (8) Bataviaas Negotie Journaal anno 1701/02,(11833).
- (9) op. cit..
- (10) Negotie Grootboeken gehouden te Batavia anno 1703/04-1738/39,(10810-10827)
- (11) de Jonge, J.K.J., *De Opkomst van het Nederlandsch Gezag over Java*, Martinus Nijhof, 's Gravenhage, 1925, vol.5, p.161.
- (12) Glamann, *ibid.*, p.165, de Jonge, *ibid.*, p.109.グラマン氏は、一七二〇年代になると、ペルシア・日本での需要が減少する一方、スラットでの販売が増加、また

セイロン・マラバルが新市場として登場して来るとされる。しかしバタビア仕訳帳によれば、セイロン・マラバルには、すでに一七〇二年に輸出がおこなわれており、またスラットへの輸出も一七一〇年代から増加している。また山脇悌二郎氏は、スラット・モカ・マラバルの市場において砂糖の需要が増大したことに加えて、セイロンが新市場として登場したことが、同時期の日本への輸出量の減少をもたらしたとされている(山脇、前掲書、六六頁)。氏の論拠はグラマン氏の研究にあると思われるが、グラマン氏の指摘自体が、前述のごとく事実関係と矛盾している。またペルシア・日本市場への輸出量の減少分は、他のアジア市場への増加分を上回っており、日本・ペルシア市場の低迷の結果、総体としてオランダ東インド会社のジャワ産砂糖は供給過剰となりアジア市場においては、だぶついていたと言えよう。

(13) *Negotie Grootboeken gehouden te Batavia anno 1703/04-1726/27*, (10810-10819)

(14) *Glamann, ibid.*, p.164.

(15) *Negotie Grootboek gehouden te Batavia anno 1726/27*, (10819).

(16) *Coolhaas, W. Ph. D., Generale Missiven, vol. 8*, Martinus Nijhoff, 's Gravenhage, 1985, p.66.

(17) *Coolhaas, ibid.*, vol. 8, p.128.

(18) *Negotie Grootboeken gehouden te Batavia anno 1740/41, 1742/43*, (10819, 10830)

(19) *Negotie Journalen anno 1736/37-1742/43*, N.F.J. 910-915 (K.A. 11835).

(20) 永積昭『オランダ東インド会社』、近藤出版社、一九七一年、一六四—一六五頁。

Blussé, L., Strange Company, Chinese Settlers, Mestizo Women and the Dutch in VOC Batavia, Foris Publications, Dordrecht, 1986, pp.94-95.

(21) 近年のわが国の研究においても出島オランダ商館によってバタビアから輸入された砂糖についての言及が見られ、オランダ商館長日記から一六四〇年代の砂糖輸入量の減少の原因としての中国人の反乱による砂糖農園や精糖工場に対する破壊の事実が指摘されるようになった。しかし、これらの研究では砂糖生産者もまた華僑であったという重要な点が言及されていない(永積洋子「会社の貿易から個人の貿易へ——一八世紀日蘭貿易の変貌——」〔『社会経済史学』第六〇巻第三号、一九九四年〕、鈴木康子「日蘭貿易の危機——一七五〇年前後のオランダの動向——」〔『史学』第六四巻第二号、一九九五年〕)。

(22) *de Jonge, ibid.*, p.158.

(23) *Godee Molsbergen, ibid.*, p.43.

(24) *op. cit.*.

(25) 註(6)所掲史料。

(26) 註(7)所掲史料。

(27) 当時バタビアの東インド総督府は中国人移民に対する間接支配をおこなっており、

中国人社会においてはカピタン（甲比丹）・ロイテナント（雷珍蘭）と呼ばれる指導者が人頭税の徴収などの行政をおこなっていた。一七三九年にはバタビアの主要人口の五八パーセントを中国人が占めていたという（永積昭、前掲書、一五三頁。Blussé, *ibid.*, pp.81-84.）。

(28) Godee Molsbergen, *ibid.*, p.109.

(29) 和田久徳・森弘之・鈴木恒之『東南アジア現代史』I、山川出版社、一九七七年、九〇—九一頁。

第二節 一八世紀初期の出島オランダ商館の砂糖輸入

それでは一八世紀の出島オランダ商館の砂糖輸入はどのように展開し、それはいかなる国内的要因に規定されていたのであろうか。そのことを明らかとするために、先ず具体的に一八世紀の出島オランダ商館による砂糖の輸入の実態を見ることから始めよう。

表7-3は一七世紀末から一九世紀初期にかけての出島オランダ商館の各年ごとの砂糖の輸入量を同商館の仕訳帳 (Negotie Journalen)・惣勘定元帳 (Negotie Grootboeken) によって示したものである。

オランダ商館によるわが国への砂糖の輸入は、すでに平戸時代の一六二五年に見られるが、一七世紀におけるオランダ商館の砂糖輸入は、延宝三年（一六七四）から元禄元年（一六八八）までの低迷の後、元禄二年（一六八九）より再び仕訳帳に砂糖の輸入の記載が登場する⁽²⁾。同年、出島オランダ商館は、白砂糖四万八九〇三ポンド、氷砂糖四万八九八八ポンドを輸入し、以後、オランダ船による砂糖の輸入量は急激に増加していく⁽³⁾。特に白砂糖は、翌元禄三年（一六九〇）には一三万三九二四ポンドと一挙に三倍増となり、さらに同四年（一六九一）には二四万一八七一ポンド、同五年（一六九二）には五一万四〇八八ポンド、同六年（一六九三）には八二万四九〇四ポンド、同七年（一六九四）には一〇五万六八九〇ポンドと、ついに一〇〇万ポンドを越えた⁽³⁾。翌元禄八年（一六九五）からの数年間は停滞するものの、元禄一五年（一七〇二）には再び一〇〇万ポンドを越え、一三四万一一七ポンドとなった⁽⁴⁾。

このような一七世紀末における砂糖輸入の急激な展開は、先に見たごとく、一七世紀以来のジャワにおける砂糖生産の発展とオランダ東インド会社のバタビアにおける砂糖の購入量の増加という国外的条件があったのであるが、一方、日本国内においても元禄期における国内経済の発展にともなう出島オランダ貿易の拡大という発展要因が存在していた。以下、そのことを見ていくこととする。

貞享二年（一六八五）幕府は長崎貿易を抑制するため、取引高を唐船銀六〇〇〇貫目分・オランダ船金五万両分（銀三四〇〇貫目分、この内四〇〇貫目分は脇荷）とする定高制

表7-3 出島オランダ商館砂糖輸入量(1689-1808年)

年	白砂糖(ポント')	氷砂糖(ポント')	年	白砂糖(ポント')	氷砂糖(ポント')
1689(元禄2)	48,903	48,988		71,318(Bariga)	
1690(同 3)	123,924	35,215	1747(同 4)	7,000(Cabessa)	3,020
1691(同 4)	241,871	0		102,992(Bariga)	
1692(同 5)	514,088	0		1,891,816(その他)	
1693(同 6)	824,904	0	1748(寛延元)	1,212,649	353
1694(同 7)	1,056,890	111,666	1749(同 2)	2,000,431	999
1695(同 8)	162,968(Halve Cabessa)	0	1750(同 3)	2,200,726	3,043
	160,693(Bariga)		1751(宝暦元)	1,900,248	0
	144,391(Cabessa)		1752(同 2)	1,800,298	2,043
1696(同 9)	324,759(Cabessa)	45,329	1753(同 3)	1,246,606	96,652
	120,065(Halve Cabessa)		1754(同 4)	1,700,698	121,131
	102,478(Bariga)		1755(同 5)	1,947,732	39,938.25
1697(同 10)	703,655(Cabessa)	219,614	1756(同 6)	1,800,255	60,318
	141,197(Halve Cabessa)		1757(同 7)	1,721,557.5	100,230
	29,556(Bariga)		1758(同 8)	900,354	25,112
1702(同 15)	1,341,117(Cabessa)	189,043	1759(同 9)	2,550,444	200,431
	※44,001(Muscavade)		1760(同 10)	1,799,994	100,179
1703(同 16)	1,531,886(Cabessa)	152,851	1761(同 11)	1,800,446	99,091
	※66,232(Muscovade)		1762(同 12)	1,800,041	1,828
1704(宝永元)	1,655,016	152,609	1763(同 13)	900,416	50,207
	※7,046(Muscovade)		1764(明和元)	1,200,314	50,102
1705(同 2)	1,218,316	156,332	1765(同 2)	750,025	1,807
1706(同 3)	1,502,826	100,939	1772(同 3)	1,200,508	2,158
1707(同 4)	1,194,758	226,483	1774(安永3)	890,186	2,038
1708(同 5)	920,491	93,504	1775(同 4)	700,203	1,235
1709(同 6)	1,282,577	108,437	1776(同 5)	1,300,004	2,252
1710(同 7)	1,392,041	105,174	1777(同 6)	1,000,697	2,427
1711(正徳元)	1,300,313	100,621	1778(同 7)	1,000,292	2,340
1712(同 2)	1,239,509	150,180	1779(同 8)	1,100,368	2,265
1714(同 4)	807,487	101,983	1782(天明2)	0	0
1715(同 5)	954,645	53,401	1785(同 5)	755,674	1,875
1716(享保元)	898,148	53,152	1786(同 6)	1,400,017	1,885
1717(同 2)	699,597	27,650	1787(同 7)	1,300,494	1,885
1718(同 3)	868,907	26,915	1788(同 8)	1,400,050	0
1721(同 6)	1,430,742	32,708	1789(寛政元)	1,656,922	0
1722(同 7)	426,295	15,233	1790(同 2)	804,094	0
1723(同 8)	1,346,797	30,783	1791(同 3)	0	0
1724(同 9)	419,671	27,289	1792(同 4)	900,106	0
1725(同 10)	791,713	40,520	1793(同 5)	900,026	0
1726(同 11)	723,543	50,000	1794(同 6)	900,842	0
1727(同 12)	675,340	7,066	1795(同 7)	900,021	0
1737(元文2)	1,150,554		1797(同 8)	500,000	0
1739(同 4)	935,157(Cabessa)	2,298	1798(同 9)	500,000	0
	65,048(Bariga)		1799(同 10)	250,000	0
1740(同 5)	940,056(Cabessa)	2,008	1800(同 11)	691,250	0
	60,454(Bariga)		1801(享和元)	300,000	0
1741(寛保元)	0(Cabessa)	613	1802(同 2)	0	0
	468,864(Bariga)		1803(同 3)	461,049	0
1742(同 2)	189,067(Cabessa)	2,075	1805(文化2)	939,806	0
	518,952(Bariga)		1806(同 3)	1,269,678	0
1743(同 3)	174,077(Cabessa)	2,025	1807(同 4)	1,073,369	0
	434,482(Bariga)		1808(同 5)	0	0
1745(延享2)	1,367,078(Cabessa)	2,085			

註) 出島オランダ商館仕訳帳 (Negotie Journalen)・元帳 (Negotie Grootboeken) (オランダ国立中央文書館所蔵) による。*印は白砂糖・氷砂糖以外。

を定めたが、国内経済の発展にともなう非自給物資の海外からの輸入の要求から、元禄八年には定高の枠外に銅代物替が認められ、その取引高は、同年には銀一〇〇〇貫目分（内オランダ船三三三貫三三〇目分）、翌年よりは銀五〇〇〇貫目分（内オランダ船八〇〇貫目分）となった。この結果、一七世紀末には出島におけるオランダ貿易は、正規の商品である会社（コンパニヤ）荷物だけで銀三八〇〇貫目の取引枠となっていたのである。

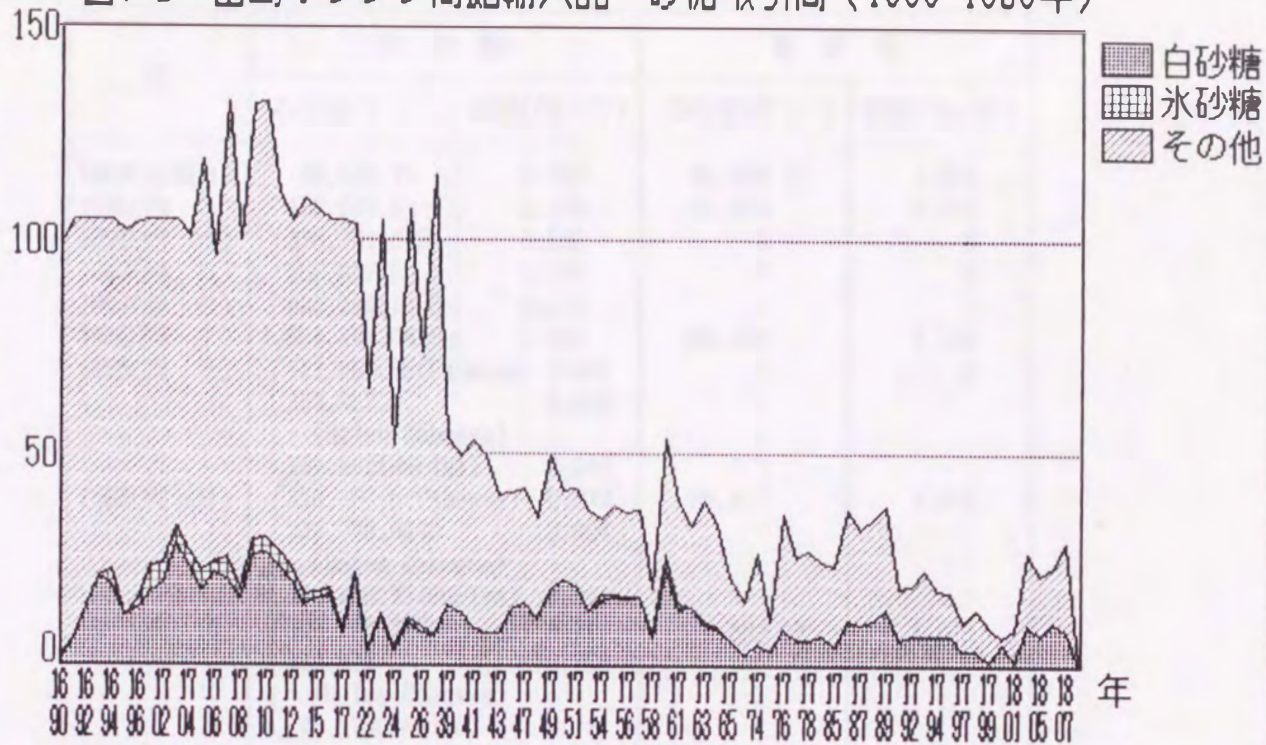
図7-2は、一七世紀末から一八世紀初期までの出島オランダ商館の輸入品の取引高と白砂糖・氷砂糖の取引高を示したものであるが、一六九〇年代に入ってから同商館の輸入品取引高は、毎年一〇〇万グルデンを上回っており、元禄四年（一六九一）から同八年（一六九五）までの長崎での年平均取引高は、約一〇四万三三四六グルデン（約二九七五貫二七四匁）であった。⁽⁶⁾そして一八世紀に入ると、宝永四年（一七〇七）・同六年（一七〇九）・同七年（一七一〇）には一三〇万グルデンを越え、宝永期の七年間の長崎での取引高の平均は、約一一六万二九一〇グルデン（三三二二貫六〇〇目）と一・一二倍に増加している。⁽⁷⁾これに対して砂糖の取引高は、元禄四年（一六九一）から同八年（一六九五）までの五年間には平均で約一五万二五八八グルデンであったが、宝永期の平均二五万四九八九グルデンと元禄期の一・六七倍となっている。⁽⁸⁾

このように、一七世紀末から一八世紀初期の元禄・宝永期には、オランダ貿易における輸入商品全体の取引高が拡大しているが、この中で砂糖が売り出し高全体に占める割合は、宝永元年から同七年までの平均で見ても二一・九四%であり、元禄四年（一六九一）から同八年（一六九五）までの五年間の平均一四・六五%に比べて、一八世紀に入ると大幅に増加していることがわかる。⁽⁹⁾そのピークとなるのは元禄一六年（一七〇三）で、この年には白砂糖四一万七八四六グルデン九スタイフェル八コンデリン・氷砂糖七万七二七三グルデン一五スタイフェル・粗糖八二グルデン一スタイフェル八コンデリンの合計四九万五九三二グルデン六スタイフェルが取引され、同年の長崎での売り出し高全体の四七・四六%にも達しているのである。⁽¹⁰⁾

ここで再び砂糖の輸入量について見ると、宝永期における白砂糖の平均輸入量は一三〇万九四三二ポンドと、元禄四年（一六九一）から同八年（一六九五）までの五年間の平均六二万一一六ポンドの二倍を越えており、また氷砂糖の輸入も一八世紀に入ると安定し、宝永期には平均して約一三万四七八三ポンドが輸入されている。⁽¹¹⁾

それでは次に、このような出島オランダ商館による砂糖の輸入量の急激な増加が、輸入砂糖の内容にどのような変化をもたらしたのかをみてみることにしよう。出島オランダ商館の仕訳帳における砂糖の取引の記載について気づくことは、一六九〇年代に入ると白砂糖の等級を示す小書きがあらわれるようになるということである。すなわち、仕訳帳によれば、元禄八年（一六九五）から同一六年（一七〇三）までの現存する五年間と享保一八年（一七三三）から延享四年（一七四七）までの現存する一三年間に輸入された白砂糖には、その品質により Cabessa（上白糖）・Halve Cabessa（中白糖）・Bariga（下白糖）

万クルテン 図7-2 出島オランダ商館輸入品・砂糖取引高 (1689-1808年)



註) Negotie Journalen anno 1688/89-1807/08, N.F.J.873-974 による。

の三つの等級の小書きがある⁽²⁾。この等級が白砂糖の品質を示していることはいうまでもないが、これら等級と取引状況はどのような関係にあったのであろうか。そして、それは国内での需要とどのようにかかわっていたのかを上記の二つの時期について見てみることにしよう。

表7-4は一七世紀末から一九世紀初期にかけての出島オランダ商館の各年ごとの砂糖の出島における取引量と取引価格を同商館の仕訳帳・惣勘定元帳により示したものである⁽³⁾。

さて先ず元禄期の六年間に輸入販売された白砂糖の等級であるが、元禄八・九・一〇年の三か年には上白糖・中白糖・下白糖の三種全て、同一五・一六年の二年間には上白糖の一種のみである。例えば、元禄八年(一六九五)に取引された白砂糖の内訳は、上白糖一四万一九八三・七五ポンド・中白糖一五万九九三七・五ポンド・下白糖一五万七二六五ポンドとなっているのであるが、注目すべきはその取引価格で、一〇〇斤当りのそれぞれの取引価格について見ると、上白糖九〇・四匁、中白糖九三・六匁、下白糖九四匁と、最も品質の劣る下白糖の価格が最も高くなっている⁽⁴⁾。さらに同年の同商館の白砂糖の利益率(仕入高に対する利益の割合)を見ると、上白糖は一四一%、中白糖は一四九・八%、下白糖は一六六%と下白糖が最も利益が大きく、元禄八年から同一〇年までの三年間の平均利益率でも上白糖一一%・中白糖一三八%・下白糖一六二%と等級が下がるほど利益が

表7-4 出島オランダ商館白砂糖・氷砂糖取引量・価格(1689-1808年)

年	白砂糖		氷砂糖	
	取引量(ポンド)	価格(匁/斤)	取引量(ポンド)	価格(匁/斤)
1689(元禄2)	48,418.75	0.600	44,624.75	1.065
1690(同 3)	122,687.5	0.736	32,340	0.968
1691(同 4)	238,201.875	0.988	0	0
1692(同 5)	508,697.5	0.970	0	0
1693(同 6)	820,779.7475	0.924	0	0
1694(同 7)	1,554,494.0625	0.646	106,300	1.156
1695(同 8)	{ 141,983.75(Cabessa) 0.904 159,937.5 (Halve Cabessa) 0.936 151,265(Bariga) 0.940		0	0
1696(同 9)	{ 318,107.5(Cabessa) 0.878 230,720.9375 (Halve Cabessa) 0.904 100,468.75(Bariga) 0.904		55,415	1.859
1697(同 10)	{ 693,506.25(Cabessa) 0.719 139,815 (Halve Cabessa) 0.736 28,975(Bariga) 0.714		344,650.62	1.073
1702(同 15)	1,979,489.1(Cabessa) 0.506		179,331.8	0.842
1703(同 16)	2,178,884.4(Cabessa) 0.649		289,867.2	0.914
1704(宝永元)	1,620,590.4	0.501	142,201.2	0.822
1705(同 2)	1,196,733	0.523	150,385.2	1.004
1706(同 3)	1,467,676.8	0.516	95,895	0.949
1707(同 4)	1,167,811.2	0.600	214,321.2	0.872
1708(同 5)	902,562	0.614	88,624.8	0.844
1709(同 6)	1,261,569.6	0.707	103,880.4	1.139
1710(同 7)	1,367,155.8	0.666	100,653.6	1.280
1711(正徳元)	1,271,908	0.641	95,193.6	1.307
1712(同 2)	1,217,380	0.566	142,478	0.877
1714(同 4)	796,719.6	0.632	98,276.4	0.874
1715(同 5)	768,452.4	0.728	52,312	0.937
1716(享保元)	891,469.5	0.650	51,848.4	1.006
1717(同 2)	474,708	0.595	26,293.2	0.990
1718(同 3)	650,859.6	0.625	26,304	0.995
1721(同 6)	1,196,648.4	0.610	31,515.6	0.950
1722(同 7)	216,900	0.650	14,209.2	0.950
1723(同 8)	630,064.8	0.640	29,545.2	1.000
1724(同 9)	211,480.2	0.650	26,151.6	0.990
1725(同 10)	568,936.8	0.620	38,329.6	0.980
1726(同 11)	499,982	0.550	47,910	0.900
1727(同 12)	435,237.2	0.580	5,296	0.912
1731(同 16)	186,505	0.535	56,810	0.901
1732(同 17)	588,056	0.532	31,147	0.910
1733(同 18)	621,434(Bariga) 0.533		37,193	0.910
1734(同 19)	674,301(Bariga) 0.533		56,721	0.152
1735(同 20)	186,069(Bariga) 0.533		40,278	0.910
1737(元文2)	1,051,607(Bariga) 0.533		56,810	4.377
1739(同 4)	{ 931,960(Cabessa) 0.533 0(Bariga) 0		0	0
1740(同 5)	{ 835,290(Cabessa) 0.605 0(Bariga) 0		0	0
1741(寛保元)	{ 234,743(Cabessa) 0.532 374,259(Bariga) 0.532		0	0

1742(同 2)	185,760(Cabessa)	0.533	0	0
	317,404(Bariga)	0.532		
1743(同 3)	(172,598(Cabessa)	0.532	0	0
	340,705(Bariga)	0.533		
1744(延享元)	666,881(Cabessa)	0.354	0	0
1745(同 2)	1,186,943(Cabessa)	0.620	0	0
	145,678(Bariga)	0.620		
1746(同 3)	(448,242(Bariga)	0.620	0	0
	85,100(Cabessa)	0.620		
1747(同 4)	3,420(Cabessa)	0.620	0	0
	87,858(Bariga)	0.620		
	1,372,076(その他)	0.626		
1748(寛延元)	1,106,472	0.620	891	0.900
1749(同 2)	1,734,521	0.620	0	0
1750(同 3)	2,050,374	0.620	0	0
1751(宝暦元)	1,844,922.2	0.620	0	0
1752(同 2)	1,277,201.25	0.620	0	0
1753(同 3)	894,122	0.912	90,854.5	0.620
1754(同 4)	1,485,287	0.620	113,852	0.152
1755(同 5)	1,589,176	0.620	34,562	0.912
1756(同 6)	1,532,801	0.620	55,887	0.912
1757(同 7)	1,582,372.5	0.620	1,235	0.912
1758(同 8)	682,742	0.620	23,322	0.912
1759(同 9)	2,240,115.5	0.620	186,982.5	0.912
1760(同 10)	1,539,177.5	0.620	93,444.625	0.912
1761(同 11)	1,329,470	0.620	92,507	0.912
1762(同 12)	1,361,364.5	0.620	1,700	0.912
1763(同 13)	966,409.25	0.620	45,006.375	0.912
1764(明和元)	845,911.75	0.620	45,839.5	0.912
1765(同 2)	637,097.875	0.620	359	0.912
1766(同 3)	1,225,255.125	0.620	0	0
1767(同 4)	298,880.25	0.620	0	0
1772(安永元)	360,324.25	0.619	0	0
1773(同 2)	1,053,533	0.620	0	0
1774(同 3)	670,724	0.620	0	0
1775(同 4)	495,230.625	0.620	0	0
1776(同 5)	1,052,366	0.620	0	0
1777(同 6)	773,888	0.620	0	0
1778(同 7)	764,948	0.620	0	0
1779(同 8)	857,474.75	0.620	0	0
1781(天明元)	493,649	0.620	0	0
1782(天明2)	0	0	0	0
1783(同 3)	587,465	0.615	0	0
1784(同 4)	13,390	0.398	0	0
1785(同 5)	543,386.75	0.657	0	0
1786(同 6)	1,150,238.375	0.695	0	0
1787(同 7)	1,044,329.25	0.695	0	0
1788(同 8)	1,139,617	0.695	0	0
1789(寛政元)	1,387,546.6875	0.695	0	0
1790(同 2)	670,466.375	0.695	0	0
1791(同 3)	0	0	0	0
1792(同 4)	761,437	0.695	0	0
1793(同 5)	761,420	0.695	0	0
1794(同 6)	762,965.875	0.695	0	0
1795(同 7)	762,943	0.695	0	0
1797(同 8)	383,048	0.695	0	0
1798(同 9)	383,500	0.695	0	0
1799(同 10)	148,871	0.695	0	0

1800(同 11)	564,135.125	0.695	0	0
1801(享和元)	162,375	0.695	0	0
1802(同 2)	0	0	0	0
1803(同 3)	1,051,538	0.695	0	0
1805(文化2)	773,562	0.695	0	0
1806(同 3)	1,092,456	0.695	0	0
1807(同 4)	904,997	0.695	0	0
1808(同 5)	0	0	0	0

註) 出島オランダ商館仕訳帳 (Negotie Journalen) ・元帳 (Negotie Grootboeken) による。但し1744年までは1匁=7スタイフェル、1767年までは1匁=4スタイフェル、1768年よりは1匁=3.3スタイフェルとして換算した。

大きくなったことになっている。⁽⁵⁾これらの利益率は、砂糖輸入量の急速な伸びが、その高利益に支えられていたことを示すものであるが、仕訳帳・惣勘定元帳に見られるごとく、実際に最も下級の下白糖が最も利益を生じていたかどうかについては、なお検討を必要とすると思われる。

しかしながら、オランダ商館はまた、砂糖輸入の最盛期であった元禄一五(一七〇二)から同一七年(一七〇四)までの三年間には、白砂糖と氷砂糖のほかに、合計一万七二七九ポンドの粗糖 (Muscovade) を輸入しており、仕訳帳に従えば、その利益率は平均で約二一三%と、上白糖の利益率約一一八%を二倍近く上回る利益となっている。⁽⁶⁾

また、享保末～延享期の一五年間に輸入販売された白砂糖の等級は、享保一八年(一七三三)から元文二年(一七三七)までの四年間には下白糖の一種のみ、元文四年(一七三九)から延享三年(一七四六)までの八年間には上白糖・下白糖の二種となっている。⁽⁷⁾この間に上白糖・下白糖が輸入された年の一〇〇斤当りの販売単価を見ると、寛保元年(一七四一)から同三年までは上白糖五三・二匁、下白糖五三・三匁、延享二年・同三年には上白糖・下白糖ともに六二匁で取引されたことになっており、販売価格は安定するとともに、等級にかかわらず平準化しているように思われる。⁽⁸⁾また延享元年(一七四四)を除く、寛保元年から延享三年までの五年間の平均利益率について見ると、上白糖は約二九%、下白糖は約七二%となっており、その利益はともに元禄期の半分以上に減少しているが、依然として下白糖の利益が上白糖の二倍を越えている。⁽⁹⁾

これらのことから、出島オランダ商館の砂糖輸入は、一七四〇年代になると利益が大幅に減少していたことが指摘できよう。

しかし、こうした一七世紀末から一八世紀初期までの元禄・宝永期を中心とする出島オランダ商館による白砂糖の輸入の急速な発展も、一七一〇年代の半ばから、次第に落込みを見せるようになる。すなわち、正徳四年(一七一四)から享保三年(一七一八)までの五年間の白砂糖の輸入量は平均八九万八三七七ポンド、また享保六年(一七二一)から同一〇年(一七二五)までの五年間では平均九一万二三五〇ポンドと、いずれも宝永期の輸入量から大幅に落込み、一〇〇万ポンドにも達していない。⁽¹⁰⁾このような一七一〇年代からの出島オランダ商館による砂糖の輸入量の落込みは、どのような原因によってもたらされたのであろうか。次にそれについて見ていくこととしよう。

註

- (1) Journael der Negotie anno 1624/26, N.F.J.830(K.A.11827). Negotie Journaal anno 1688/89, N.F.J.873(K.A.11830).
- (2) Negotie Journaal anno 1688/89, N.F.J.873(K.A.11830).
- (3) Negotie Journalen anno 1689/90-1693/94, N.F.J.874-878(K.A.11831).
- (4) Negotie Journalen anno 1694/95-1701/02, N.F.J.879-882(K.A.11831,11832,11834).
- (5) 太田勝也「長崎貿易の利銀収公政策に関する一考察—銅代物替貿易を中心に—」(森克己博士古希記念会編『史学論集 対外関係と政治文化 第一』対外関係編、吉川弘文館、一九七三年)。「長崎実記年代録」(九州大学文化史研究施設所蔵)。
- (6) Negotie Journalen anno 1690/91-1694/95, N.F.J.875-879(K.A.11831). 一七四三(寛保三)年までは一匁は〇・三五グルデンであった。
- (7) Negotie Journalen anno 1703/04-1709/10, N.F.J.884-890(K.A.11832).
- (8) 註(6)(7)所掲史料。
- (9) 同前。
- (10) Negotie Journaal anno 1702/03, N.F.J.883(K.A.11832).
- (11) 註(6)(7)所掲史料。
- (12) Negotie Journalen anno 1694/95-1702/03, 1732/33-1746/47, N.F.J.879-883,907-919(K.A.11831,11832,11834,11835).
- (13) これらの取引量は出島において販売された量、すなわち当該年度の輸入量と前年よりの繰越分の合計から出島における自家消費分・江戸参府中や長崎における贈り物分・江戸参府中における販売分・次期繰越分を差し引いたものである。
- (14) Negotie Journaal anno 1694/95, N.F.J.879(K.A.11831).一六九八(元禄一一)年に一斤は一・二五ポンドから一・二ポンドになった。
- (15) Negotie Journalen anno 1694/95-1696/97, N.F.J.879-881(K.A.11831,11834).
- (16) Negotie Journalen anno 1701/02-1703/04, N.F.J.882-884(K.A.11832).
- (17) Negotie Journalen anno 1732/33-1745/46, N.F.J.906-918(K.A.11834-11835).
- (18) Negotie Journalen anno 1740/41-1745/46, N.F.J.913-918(K.A.11835).全て一テールを一〇匁として換算した。
- (19) op. cit..
- (20) Negotie Journalen anno 1713/14-1717/18, 1720/21-1724/25, N.F.J.893-897,898-902(K.A.11833-11834).

第三節 出島オランダ貿易における取引の半減と砂糖輸入

長崎貿易における特定の輸入品の輸入量が減少する理由としては、国内市場における砂糖の需要の低下、幕府による輸入制限などの原因の他、国外における供給量の減少が想定されよう。

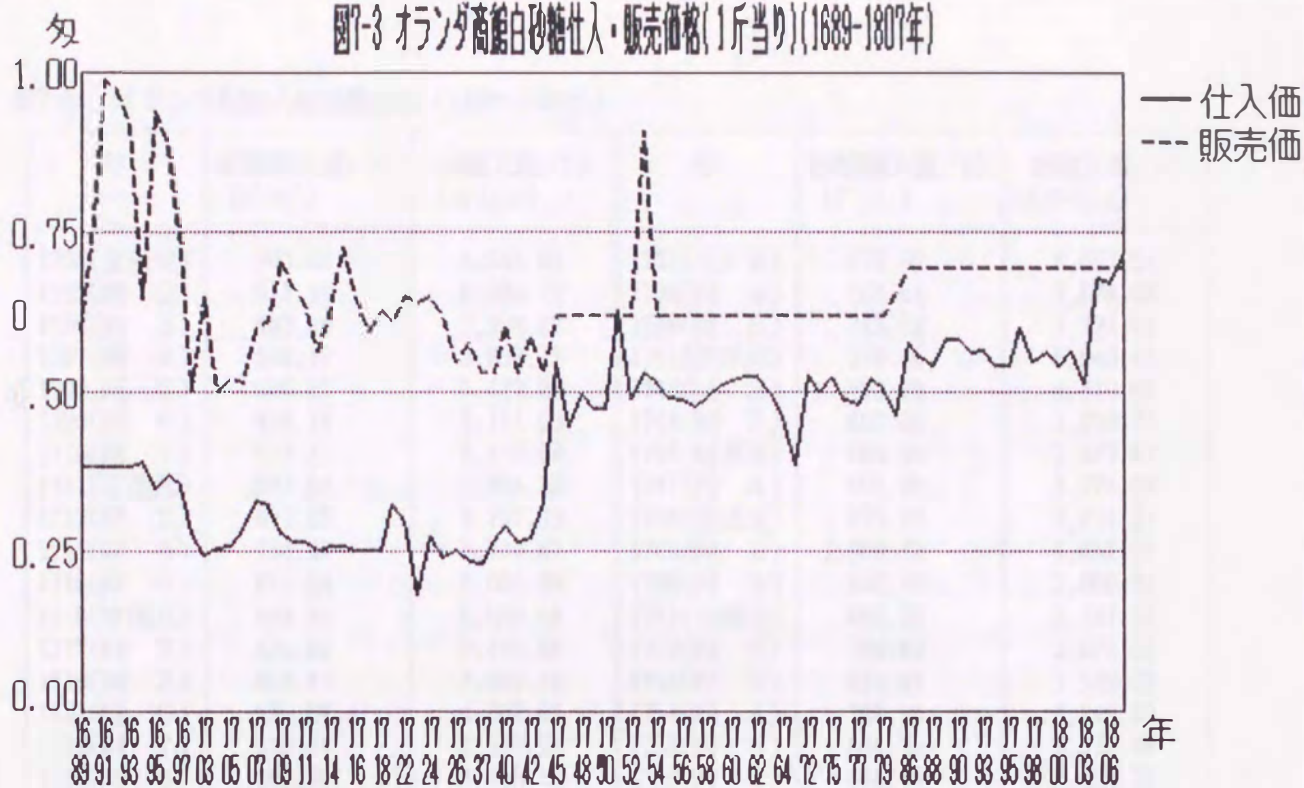
しかし、図7-3に見られるように、出島オランダ商館の輸入品取引において、砂糖は一七四〇年代半ばまで高い利益を維持し続けていることから、砂糖の国内需要の低下があったとは考えがたい。すなわち、出島における白砂糖の一〇〇斤当りの取引価格は、宝永元年（一七〇四）から同七年（一七一〇）までの七年間には平均五八・九六匁、享保六年（一七二一）から同一〇年（一七二五）までの五年間には平均六三・四匁と一七二〇年代になるとむしろ上昇しており、同一六年（一七三一）から同一〇年（一七三五）までの五年間になって平均五三・三二匁となっている⁽¹⁾。このように出島における白砂糖の取引価格は、一七三〇年代になってから、ようやく下落が始まっており、砂糖の輸入の減少が始まる時期とは一致しないのである。また白砂糖の利益率に至っては、宝永期の七年間には平均約一〇八%であったものが、享保五年から一〇年までの五年間には約一一%、同一六年から同一〇年までの五年間には約一二%とむしろ上昇している⁽²⁾。これらの事実から、一七一〇年代からの出島オランダ商館の砂糖輸入量の減少は、砂糖が依然として高利益を生む商品であるにもかかわらず生じていることは明らかであり、国内需要の減少とは無関係であると考えざるをえない。また幕府が砂糖に限って、輸入を制限したという事実も見られない。

一方の国外における供給状況であるが、前述のごとくオランダ東インド会社のバタビアにおける砂糖の購入量は、一七一〇年代後半から二〇年代にかけて増加しており、年間の平均購入量も一七〇四・〇五・〇九年の三年間には約六三六万一九二九ポンドであったものが、一七二二・二四・二五年の三年間には七二七万四三三ポンドとなっている⁽³⁾。したがって、オランダ東インド会社が日本へ送る砂糖が不足していたとは考えがたい。

以上のように、国内・国外のいずれにおいても、一七一〇年代半ばの砂糖輸入量を減少せしめる要因は認めがたく、その原因は一七一〇年代以降のオランダ貿易の構造的変化にあったのではないかと思われる。以下、この点から検討してみることにする。

表7-3に見られるごとく、出島オランダ商館の仕訳帳によれば、一七一〇年代に入って砂糖の輸入量が最初に大きく落ち込むのは、正徳四年（一七一四）の九〇万九四七〇ポンドであるが、同年はまた出島に來航するオランダ船の來航数が、初めて二隻になった年でもあった⁽⁴⁾。また一七二〇年代に入って、享保七年（一七二二）・同九年（一七二四）と、輸入量が五〇万ポンドを下回って大きく落ち込む年は、いずれもオランダ船の遭難によって來航数が一隻のみであった⁽⁵⁾。これらのことから、筆者はオランダ商館の砂糖の輸入量の減少の理由として、オランダ船の來航数の減少との関係が考えられるのである。

図7-3 オランダ商館白砂糖仕入・販売価格(1斤当り)(1689-1807年)



註) Negotie Journalen anno 1688/89-1806/07, N.F.J.956-973 による。

貞享二年(一六八五)の定高制の制定から正徳四年までの三〇年間に、出島に来航したオランダ船は延べ一九隻であり、これは年平均の来航数にすると三・九七隻になる⁽⁶⁾。正徳五年(一七一五)の正徳新令は銅代物替を廃止し、オランダ船への銅輸出量を一五〇万斤に制限したものの、従来取引高である金五万両分の定高は維持されている⁽⁷⁾。しかし、正徳新令では同時にオランダ船の来航数が二隻に制限されており、これによって来航船数は実質半減することとなり、単純に計算すれば、輸入品全体の輸入量も半減することとなる。ところが、現実にはオランダ船の総輸入量を輸入品仕入高で見ると、宝永期の七年間には平均六八万五七七六グルデンであったものが、来航数の半減した正徳新例後の享保六年(一七二一)から同一〇年(一七二五)までの五年間では平均四七万〇九二三グルデンと、宝永期の六八・六七%となっており、半減するまでには至っていないのである⁽⁸⁾。ここには来航船数の半減という条件の中で、従来輸入量を維持し取引高の減少を最小限に抑えようとするオランダ東インド会社の努力を見いだすことができよう。そこで、さらに正徳新令前後の出島オランダ商館の輸入品の輸入量・輸入額とオランダ船の来航数・トン数から、オランダ船一隻当りの輸入状況を明らかにして、輸入品全体と砂糖の関係を考察してみることにする。

表7-5 a・5 bは、十八世紀前半のオランダ船のトン当りの砂糖の積荷量と輸入品全

表7-5a オランダ船輸入品積載状況(1704-1760年)

年	砂糖輸入量/トン (ポント)	全輸入高/トン (スタイェル)	年	砂糖輸入量/トン (ポント)	全輸入高/トン (スタイェル)
1704(宝永元)	603.88	4,563.03	1737(元文2)	676.80	5,657.54
1705(同 2)	513.31	5,506.77	1739(同 4)	703.51	7,574.08
1706(同 3)	493.89	5,396.22	1740(同 5)	713.53	7,721.92
1707(同 4)	539.17	3,938.12	1741(寛保元)	279.45	5,048.40
1708(同 5)	509.03	5,417.28	1742(同 2)	473.40	4,619.05
1709(同 6)	466.16	5,111.08	1743(同 3)	407.06	3,918.70
1710(同 7)	573.21	5,210.56	1745(延享2)	669.99	3,917.97
1711(正徳元)	587.64	5,024.18	1747(同 4)	901.05	3,774.89
1712(同 2)	651.82	4,757.30	1748(寛延元)	475.69	2,473.27
1714(同 4)	734.63	8,744.47	1749(同 2)	1,000.72	4,652.07
1715(同 5)	611.68	6,098.09	1750(同 3)	699.61	2,866.76
1716(享保元)	593.82	5,582.44	1751(宝暦元)	603.25	3,147.40
1717(同 2)	438.63	6,479.94	1752(同 2)	783.63	3,872.83
1718(同 3)	556.41	7,364.15	1753(同 3)	671.63	3,578.86
1721(同 6)	556.87	4,662.97	1754(同 4)	792.10	3,249.85
1722(同 7)	519.44	6,562.28	1755(同 5)	864.20	3,372.49
1723(同 8)	860.99	7,658.42	1756(同 6)	808.94	3,450.73
1724(同 9)	525.84	6,535.83	1757(同 7)	792.08	3,162.34
1725(同 10)	489.55	6,736.00	1758(同 8)	402.38	1,521.47
1726(同 11)	465.99	6,517.66	1759(同 9)	797.36	2,874.60
1727(同 12)	485.70	8,672.39	1760(同 10)	550.77	2,248.31

註) 出島オランダ商館仕訳帳 (Negotie Journalen anno 1703/04-1759/60, N.F.J.884-932, K.A.11832-11837, Kuiper, J.Feenstra, *Japan en de Buitenwereld in de Achttiende Eeuw*, Martinus Nijhoff, 's-Gravenhage, 1921, Bruijn, J.R. et al. eds., *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries, Vol.2*, Martinus Nijhoff, The Hague, 1979. 八百啓介「出島来航オランダ船について」(『洋学史研究』第七号、1990年)による。

表7-5b 出島来航オランダ船輸入品積載状況(1704-1760年)

期 間	砂糖平均輸入量 (ポント)/トン	商品平均輸入高 (スタイェル)/トン
1704-1710 (宝永元-7年)	528	5,013
1711-1714 (正徳元-4年)	658	6,175
1715-1718(正徳5-享保3年)	550	6,381
1721-1725 (享保6-10年)	598	6,174
1726-1740(享保11-元文5年)	609	7,229
1741-1743 (寛保元-3年)	387	4,529
1745-1750(延享2-寛延3年)	749	3,537
1751-1760 (宝暦元-10年)	706	3,002

註) 同前。

体の積荷額を示したものであるが、正徳新令以前の宝永元年（一七〇四）から同七年までの七年間に、出島に來航したオランダ船は延べ二八隻で、合計トン数は一万九一五三トンであり、一トン当りの平均輸入高（輸入品仕入高）は五〇一三スタイフェル、同じく一トン当りの砂糖の平均輸入量は約五二八ポンドとなる⁽⁷⁾。一方、正徳新令後の享保六年（一七二一）から同一〇年（一七二五）までの五年間に來航したオランダ船は、延べ九隻で合計トン数は七六二八トン、一トン当りの輸入高は六一七五スタイフェルと、宝永期の一二三%となっているのに対して、一トン当りの砂糖の輸入量は約五九八ポンドと宝永期の一一三%になっている⁽⁸⁾。このことは、オランダ船一トン当りの輸入高が増加する中で、砂糖の輸入量の増加は、相対的に抑えられていることを示している。この結果として、オランダ船の砂糖の輸入高（輸入品仕入高）は、宝永期には平均一二万七九八グルデンであったものが、享保期の五年間には平均七万二二〇四グルデンと宝永期の五六・四九%にまで減少しているのであり、輸入品全体の仕入高の減少を上回っている⁽⁹⁾。これらの事実は、一七一〇年代のオランダ船の砂糖輸入量の減少が、オランダ船來航数の減少と一隻当りの輸入品貨物量の増加というオランダ貿易全体の状況の中で生じたものであったことを示している。ここで注目したいのは、砂糖がオランダ船の貨物の軽重を調節するためのバラスト（重り）としての役割を果たしていたことである。すなわち、オランダ船の來航数が二隻に制限されたオランダ貿易においては、オランダ船の貨物容量を最大限に活用して、一隻当りの輸入品の貨物量を増加し、輸入品の取引高を維持することが最大の課題であったといえよう。個々の商品の輸入量の増減は、その範囲において決定されていたのである。このような状況下においては、当然のことながら、反物や染料などの高価軽量の商品が最優先され、本来オランダ船のバラスト的商品であった砂糖の貨物量は制限されることとなる。この結果、輸入高全体に対する砂糖の輸入高の割合は大きく低下するのである。その時期はまさに一七一〇年代半ばからの砂糖の輸入量の減少と一致している⁽¹⁰⁾。

さて、こうしたオランダ貿易における砂糖の商品的特性は、その後のオランダ貿易の推移と砂糖貿易の展開にも大きな影響をもたらすこととなった。すなわち表7-3のように、出島オランダ商館の砂糖輸入量は、一七三〇年代後半には一〇〇万ポンド台に回復し、その後一七四〇年代後半には一五〇万ポンドを越える量が輸入されている。そして延享二年（一七四五）には、白砂糖の輸入量は一四三万八三九六ポンド、その後、仕訳帳の現存しない翌三年を除く、寛延三年（一七五〇）までの五年間には平均で一七七万〇八〇二ポンドと、宝永期の平均輸入量一四四万四二一五ポンドを上回る量が輸入されているのである⁽¹¹⁾。

一七三〇年代のオランダ貿易の輸入品の年平均取引高は、仕訳帳の現存しない元文四年（一七三八）を除くと、約七七三万九一四グルデン（約二二一貫一八三匁）と一七二〇年代前半の八六五貫三四八匁を下回っている⁽¹²⁾。このことは一七三〇年代に入ると、オランダ船の輸入品貨物量が減少し、砂糖を輸入するスペースが増加したことを示している。元文二年（一七三七）にはオランダ船一トン当りの輸入高は約五六五八スタイフェルにま

で減少し、一方、オランダ船一トン当りの砂糖の輸入量は約六七七トンにまで増加している⁽⁶⁵⁾。このように一七三〇年代半ばのオランダ貿易は、取引高が減少する一方、砂糖の輸入が増加するという新たな段階を迎えることとなる。

寛保三年（一七四三）幕府はオランダ船に対する取引高を定高五五〇貫目・脇荷五〇貫目の「半減商売」とすることを命じ、延享三年（一七四六）には定高八〇〇貫目・脇荷一〇〇貫目・その他三五〇貫目の合計一二五〇貫目に緩和されるものの、結果としてオランダ貿易は大幅に縮小されることとなった⁽⁶⁶⁾。出島オランダ商館の仕訳帳によれば、長崎での売り出し高は、一七四〇年代に入ると五〇万グルデンを割るようになり、上述の延享二年から寛延三年まで（延享三年を除く）の五年間には年平均約四二万〇〇〇ニグルデン（銀一二〇〇貫目〇〇六匁、新銀二一〇〇貫〇〇一匁）、宝暦元年（一七五一）から同一〇年（一七六〇）までの一〇年間には平均約三三万一一六九グルデン（銀九四六貫一九六三匁、新銀一六五五貫八四三五匁）と一層減少の度を加える⁽⁶⁷⁾。その結果、宝暦元年（一七五一）から同一〇年（一七六〇）までの一〇年間に、出島に来航したオランダ船の総輸入高（仕入高）は年平均三八万七九七ニグルデン、一トン当りの輸入高三〇〇ニスタイフェルと一七二〇年代前半の享保期の五年間のおよそ半分となったのである⁽⁶⁸⁾。

オランダ船の輸入貨物量の半減は、必然的にバラスト商品である砂糖の積載量の増加をもたらすこととなる。宝暦元年から同一〇年までの一〇年間平均のオランダ船一トン当りの砂糖の輸入量は約七〇六ポンドと七〇〇ポンドを越え、享保五年から同一〇年までの平均を一〇〇ポンド以上、上回っている⁽⁶⁹⁾。宝暦期に入ると、オランダ東インド会社は日本貿易に、いずれも一一五〇トン級の新造船を投入しており、この結果、オランダ船一隻当りの輸送能力が、正徳新例以後はもちろんのこと、それ以前の元禄・宝永期をも上回ったことも、この時期の砂糖の輸入量増加に大きく寄与したと思われる⁽⁷⁰⁾。

かくのごとき事情によって、出島での売り出し商品に占める砂糖の割合も増大し、寛延三年（一七五〇）には砂糖の取引高は、取引高全体の四九・〇九%とピークに達し、翌宝暦元年から同一〇年までの一〇年間の平均を見ても四三・〇六%であった⁽⁷¹⁾。そして宝暦九年（一七五九）には、過去最高の二五五万〇四四四ポンドの白砂糖が輸入され、出島オランダ商館の砂糖輸入は、最盛期を迎えるのである⁽⁷²⁾。こうして砂糖は、宝暦期の出島オランダ商館の主要輸入品となるのであるが、砂糖の取引自体は、かつての元禄・宝永期のような高利益をもたらしていない点に注目しておきたい。すなわち、前述のごとく、一七二〇年代前半には一一〇・五四%であった白砂糖の利益率は、延享二年（一七四六）から寛延三年までの五年間には平均約三%、翌宝暦元年（一七五一）から同一〇年までの一〇年間では、約二四%と激減してしまうのである⁽⁷³⁾。このことは一八世紀中期におけるオランダ商館による砂糖貿易の発展は、もはや砂糖それ自体の高利益によってもたらされる主体的かつ積極的な理由ではなかったことを示している⁽⁷⁴⁾。

註

- (1) *Negotie Journalen* anno 1703/04-1709/10, 1720/21-1724/25, 1730/31-1734/35, N.F.J.884-890,898-902,904-908(K.A.11832-11834).
- (2) op. cit..
- (3) *Negotie Grootboeken* gehouden te Batavia anno 1703/04-1708/09, 1721/22-1724/25(K.A.10810-10812,10817-10819).
- (4) *Negotie Journaal* anno 1713/14, N.F.J.893(K.A.11833). 八百啓介「出島来航オランダ船について——一六四一年～一七四〇年——」(『洋学史研究』第七号、一九九〇年)。
- (5) *Negotie Journalen* anno 1721/22, 1723/24, N.F.J.899,901(K.A.11833-11834).
- (6) 註(4) 拙稿。
- (7) 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』、対外交渉編、吉川弘文館、一九八五年、五三五一—五四六頁。
- (8) *Negotie Journalen* anno 1703/04-1709/10, 1720/21-1724/25, N.F.J.884-890,898-902(K.A.11832-11834).
- (9) *Negotie Journalen* anno 1703/04-1709/10, N.F.J.884-890(K.A.11832). 註(4) 拙稿。
- (10) *Negotie Journalen* anno 1720/21-1724/25, N.F.J.898-902(K.A.11833,11834). 註(4) 拙稿。
- (11) 註(8) 所掲史料。
- (12) 一七一八年(享保三年)七月二二日付の出島オランダ商館の日記によれば、来航した唐船によって大量の生糸と砂糖とが輸入されたため、これらの価格が抑えられることが報じられている(J.L.Blussé & W.G.J.Rommelink, eds., *The Deshima Diaries Marginalia 1700-1740*, The Japan-Netherlands Institute, Tokyo, 1992, p.224.永積洋子、第一節註〔21〕所掲論文)。しかし同商館の仕訳帳によれば、同年の白砂糖の販売価格は一〇〇斤当り六二・五匁と前年の五九・五匁を上回っており、これに信を置くならば唐船による砂糖の大量輸入の影響は考え難い(*Negotie Journalen* anno 1716/17-1717/18, N.F.J.896-897(K.A.11833))。
- (13) *Negotie Journalen* anno 1744/45-1749/50, N.F.J.917-922(K.A.11835-11836).
- (14) *Negotie Journalen* anno 1730/31-1738/39, N.F.J.904-911(K.A.11834-11835).
- (15) *Negotie Journaal* anno 1736/37, N.F.J.910(K.A.11835).
- (16) 「長崎会所五冊物」(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』史料編第四、吉川弘文館、一九六五年)、一一二頁。
- (17) *Negotie Journalen* anno 1744/45-1759/60, N.F.J.917-932(K.A.11835-11837). 享保金銀の改鑄の結果、一七三三(享保一八)年から出島オランダ商館は、享保新銀

である国内銀（一テールが五匁とされた）と旧来の四ツ宝銀に基づく帳簿上の銀（一テールは従来通りの一〇匁であった）の二通りの銀単位を、それぞれ「zwaar geld 重い銀」「Deshima geld 出島銀」として使用していた。また一七四二（寛保二）年にオランダ東インド会社は、本国とアジアにおける銀の換算率を統一するため、一レイクスタールダーを六〇スタイフェルから四〇スタイフェルとした。これらの差異を是正するため、一七四四（延享元）年に出島オランダ商館は、一テール（一〇匁）を七〇スタイフェルから四〇スタイフェルに切り下げた（山脇悌二郎「オランダ東インド会社と日本の金」〔『日本歴史』第三二一号、一九七五年〕）。ここでの新銀とは四〇スタイフェルに切り下げ後の換算率から銀匁に換算したものである。

- (18) *Negotie Journalen anno 1750/51-1759/60*, N.F.J.923-932(K.A.11836-11837).
- (19) *Negotie Journalen anno 1750/51-1759/60*, N.F.J.923-932(K.A.11836-11837).
Kuiper, J.Feenstra, *Japan en de Buitenwereld in de Achttiende Eeuw*,
Martinus Nijhoff, 's-Gravenhage, 1921. pp.316-318. Bruijn, J.R. et al.
eds., *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries, vol.2*,
Martinus Nijhoff, The Hague, 1979, pp.424-562.
- (20) 註(18) 所掲史料。
- (21) *Negotie Journalen anno 1749/50-1759/60*, N.F.J.922-932(K.A.11836-11837).
- (22) *Negotie Journaal anno 1758/59*, N.F.J.931(K.A.11837).
- (23) *Negotie Journalen anno 1720/21-1724/25, 1744/45-1759/60*, N.F.J.898-902,917-932(K.A.11833-11837).
- (24) 一八世紀の出島オランダ商館の砂糖貿易について山脇悌二郎氏は、元禄一五年（一七〇二）から正徳二年（一七一二）までと寛延元年（一七四八）から宝暦一二年（一七六二）までの二つの時期に分けて「砂糖ブーム」が起こったとされている（山脇、前掲書、六六頁）。しかし、販売単価・利益率・輸入品販売高に占める割合から見て、元禄～正徳期と延享～宝暦期の二度にわたる砂糖輸入量の増加を支えていたのは、明らかに異なった諸条件であったのである。

第四節 出島オランダ商館の砂糖輸入と砂糖の社会的性格

さきに見たごとく、正徳五年（一七一五）の正徳新例から一七二〇年代にかけての出島オランダ商館による砂糖の取引量の落込みは、オランダ船来航数の減少による輸入量の減少が密接にかかわっていたと考えられるが、輸入量の減少のみが理由であるならば、輸入量の減少分が、そのまま取引量の減少分に一致するはずである。また取引高と輸入高につ

いて見ても、享保六年（一七二一）から同一〇年までの五年間の出島オランダ商館の長崎における砂糖の取引高の平均は一万〇八八グルデンで、宝永期の七年間の平均取引高二万四九八九グルデンの四三・四八％に過ぎず、輸入高が五六・四九％に減少しているよりもさらに減少している⁽¹⁾。また享保五年から同一〇年までの取引高全体に対する砂糖の取引高の割合で見ると、宝永期には二一・九四％であったものが、一二・八一％と半分近くに減っており、元禄四年（一六九一）から同八年（一六九五）までの五年間の取引高全体に対する砂糖の割合一四・六五％をも下回っているのである⁽²⁾。このことは一七二〇年代の砂糖取引量の落ち込みが、輸入量の減少のみならず、何らかの他の理由によって生じていたことを示唆している。

それでは、この輸入量と取引量との不一致は、どのような理由で生じたのであろうか。そのことを手がかりとして、一八世紀の国内における輸入砂糖の役割について見てみることにする。

出島オランダ商館の仕訳帳・元帳によれば、宝永四年（一七〇七）以後、毎年春の江戸参府中の贈物の中に砂糖が用いられるようになり、同年には白砂糖五〇ポンド、氷砂糖三〇ポンドが計上されている（表7-6）⁽³⁾。さらに正徳五年（一七一五）には江戸参府中の砂糖の贈物は白砂糖五〇ポンド、氷砂糖二〇ポンドであったが、同年より新たに、長崎における長崎奉行・町年寄等への贈物として砂糖が用いられるようになり、白砂糖一七万五五八七・三ポンドが記載されている⁽⁴⁾。これは一七一五年九月十二日付の出島オランダ商館の日記によれば、同日、通詞今村源右衛門より、長崎での贈物には生糸でなく砂糖を用いるようにとの通達がなされていることによるものと思われるが⁽⁵⁾。長崎における贈物としての白砂糖は、一七二〇年代に入ると毎年二〇万ポンドを越えるようになり、輸入量の減少した出島オランダ商館の砂糖取引にも影響をもたらすようになった。すなわち享保七年（一七二二）には、バタビアから日本へ向かった二隻のオランダ船のうちファルケンボス号が遭難しヒルゴング号一隻が出島に来航したが、同年の白砂糖の輸入量は四二万六二九五ポンドに過ぎなかったところに、江戸参府中の一〇ポンドに加えて、長崎において二〇万二〇二〇ポンドの合計二〇万二〇三〇ポンドの白砂糖が贈物に回された⁽⁶⁾。これら贈物白砂糖の量は同年の白砂糖輸入量の四七・三九％にも及び、この結果、同年の出島オランダ商館の砂糖の販売量は二万一千四百八十ポンドで、輸入量の五〇・三九％にとどまった⁽⁷⁾。また享保六年から同一〇年までの五年間では、白砂糖の輸入量の二三・四七％が、江戸・長崎における贈物として使われたのである⁽⁸⁾。

以上のごとく、正徳五年（一七一五）を契機として、出島オランダ商館における砂糖の取引量が激減する背景には、オランダ船の来航数の減少に伴う砂糖輸入量そのものの減少という理由に加えて、長崎における贈物としての砂糖の出現という出島オランダ商館の経営上の変化が存在していたのである。図7-4に見られるように、江戸・長崎における贈物砂糖は、オランダ船の輸入量にかかわらず、その後もほぼ安定的に供給されており、輸

表7-6 1707年出島オランダ商館江戸参府中贈物勘定

品名	数量	金額(グルテン)
Cassa (現金)		27,293: 2: _
Guinees gem. gebl. (白大木綿)	3 端	28: 19: _
Salampoeris bruijn blauw (紺色大金巾)	1 端	5: 1: _
Gerassen Beng. (弁柄金巾)	1 端	2: 18: _
Koeij en Buffelshuyden (牛皮)	20 枚	32: _: _
Brande aluijn (焼明礬)	1 個	30: 5: _
Gedistilleerde watere (火酒)	1 本	45: 15: _
Spaanse wijn (スペイン産ワイン)	1 ² / ₃ 壺	1: 15: _
Wijn tint (チンタ酒)	3 ¹ / ₃ 壺	4: 14: _
Franse wijn (フランス産ワイン)	45 本	43: 7: _
Bieren Hollands (オランダ産ビール)	63 本	18: 4: _
Zeck wijn (ゼック酒)	22 ¹ / ₂ 本	25: 10: _
Arack (アラク酒)	10 本	3: 1: _
Roosewater (バラ香水)	3 本	3: 11: _
Boter Hollands (オランダ産バター)	75 ホント'	25: 15: _
Poeijer Suycker (白砂糖)	50 ホント'	4: 4: _
Candij Suycker (氷砂糖)	30 ホント'	4: 11: _
Specerijen (香辛料)	3 ホント'	1: 2: _
Peper swarte geharpte (黒胡椒)	5 ホント'	13: 8: _
Wax kaarsen (蠟燭)	40 ホント'	33: 6: _
Olijven olij (オリーブ油)	6 本	8: 18: 8
Azijn Hollands (オランダ産酢)	10 本	4: 19: _
Vleesch (肉)	30 ホント'	11: 17: _
Zeep Sourats (スラット産石鹸)	3 個	_: 6: _
Amandelen (アメンドス)	17 ¹ / ₄ ホント'	14: 10: _
Pistasje (ピスタチオ)	22 ³ / ₄ ホント'	14: 4: _
Pruymen (プラム)	10 ホント'	2: 7: _
Rasijner	10 ホント'	1: 12: _
合計		27,666: 7: _

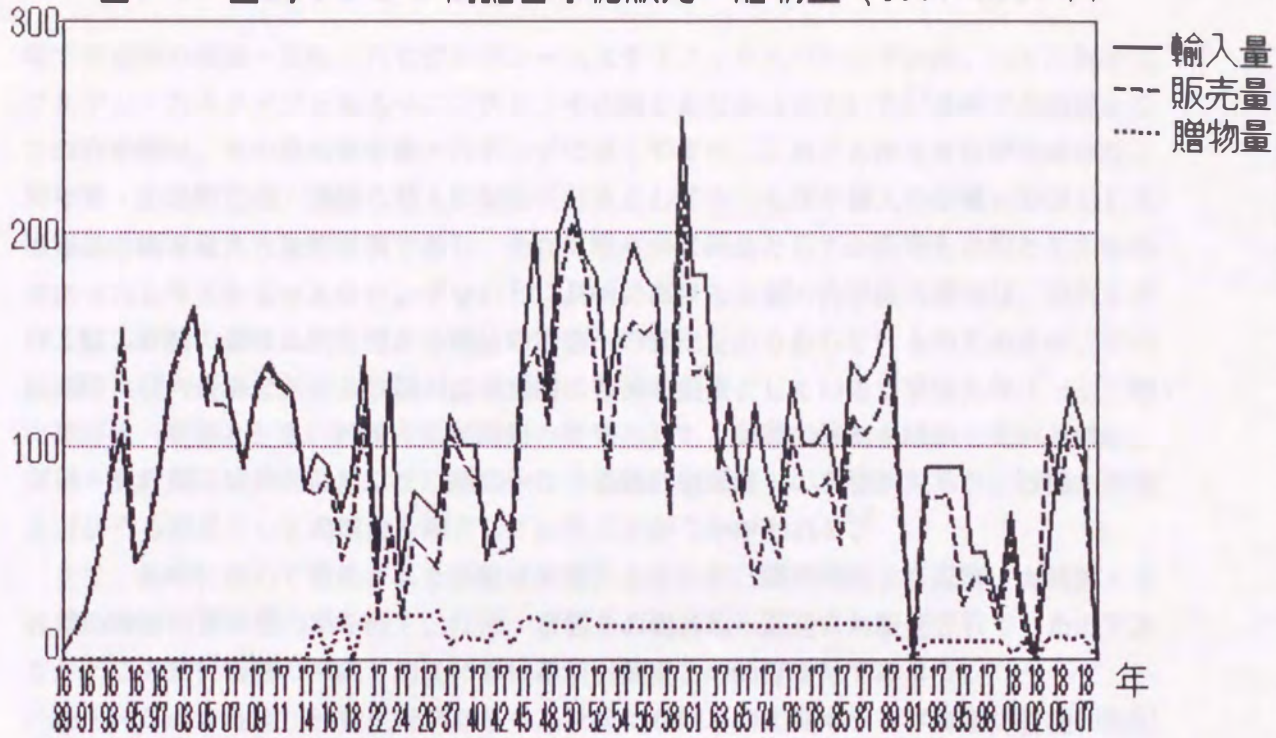
註) 出島オランダ商館仕訳帳 (Negotie Journaal anno 1706/07, N.F.J.887, K.A.11832) による。

表7-7 1715年(正徳5年)出島オランダ商館長崎贈物勘定

品名	数量	金額(グルテン)
Alcatijven (毛氈)	1 端	42: 5: 8
Gingang Taffachelas Bengaals (尺長弁柄嶋)	33 端	270: 7: 8
Gingang Taffachelas Cust (尺長奥嶋)	10 端	132: 3: _
Roggevelen (餃皮)	40 枚	9: 6: _
Suijker Poeijer (白砂糖)	175,587 ³ / ₁₀ ホント'	13,973: 16: 8
合計		14,367: 18: 8

註) 出島オランダ商館仕訳帳 (Negotie Journaal anno 1714/15, N.F.J.894, K.A.11833) による。

万ポンド 図7-4 出島オランダ商館白砂糖販売・贈物量 (1689-1808年)



註) Negotie Journalen anno 1688/89-1807/08, N.F.J.873-974 による。

入量の減少が相対的にオランダ貿易における贈物砂糖の比重を高める構造となっていた。

贈物としての砂糖の登場は、直接的にはオランダ貿易の経営上の内的変化としてあらわれたものではあったが、それはオランダ貿易を取り巻く日本国内の社会的変化を背景とするものであった。次にその意味について考えてみることにする。

一八世紀初期のオランダ貿易において、一七世紀以来の奢侈品である生糸・絹に対して、木綿・砂糖の輸入の割合が増加することは、一面において奢侈品としての砂糖の役割の増大を示しているように思われる。宝永四年(一七〇七)から江戸参府中の贈物の中に砂糖が登場することは、まさにこうした砂糖の奢侈品としての利用価値への関心のあらわれと受け取られよう。表7-6のごとく、ここで用いられた砂糖の量は、白砂糖五〇ポンド・氷砂糖三〇ポンドの合計八〇ポンドと同年の砂糖輸入量のわずか〇・〇〇六%に過ぎず、同年の江戸参府中の贈物費用三七三グルデン五スタイフェルの内、二%の八グルデン一五スタイフェルであり、文字どおり希少な贈物として利用されていたと考えられる⁽⁹⁾。しかし、一方で正徳五年(一七一五)に長崎における贈物として白砂糖が登場したことは、これとは明らかに異なった意味を持っていた。すなわち、表7-7に見られるように、同年一〇月に長崎で贈物として使用された砂糖は、白砂糖一七万五五八七・三ポンドであり、同年の白砂糖の輸入量九五万四六四五ポンドの一八・三九%を占めていた⁽¹⁰⁾。また、白砂糖は長

崎での贈物の総額一万四三六七グルデンー八スタイフェル八ペニングの内、一万三九七三グルデンー六スタイフェル八ペニングと、そのほとんどを占めていた。⁽¹⁾長崎での贈物としての白砂糖は、その後も毎年数十万ポンドに達しており、このことからそれが長崎奉行・町年寄・出島町乙名・通詞ら役人に配分されたとしても、もはや個人の消費を前提とした贈答品の域を越えた量的規模であり、それは明らかに商品としての転売を目的としたものであったと考えざるをえない。すなわち、長崎における大量の白砂糖の贈物は、国内における輸入砂糖の奢侈品的性格から商品的性格への変化をあらわしているのであるが、それは同時に国内市場における砂糖の流通機構の整備を前提としている。享保九年（一七二四）に幕府は、薬種とともに砂糖を薬種問屋の専売として、流通の統制をはかっているほか、享保～寛政期には仲間問屋二十二組の中に「薬種砂糖問屋」の名称が見られ、砂糖が薬種と並びうる商品としての地位を確立していたことがうかがわれる。⁽²⁾

さて、長崎において落札された砂糖は大坂に上せられ、薬種問屋より戎講・大黒講・三社講の砂糖仲買仲間の手を経て、江戸・京都その他各地へ廻送され販売されていたのであるが、⁽³⁾この間に価格の形成と出島における取引価格との関係を見てみよう。

表7-3のように、一七世紀末から一八世紀にかけての出島オランダ商館の砂糖の取引価格を白砂糖について見てみると、元禄四年（一六九一）から同八年（一六九五）までの五年間の平均は一〇〇ポンド当り四〇六・八五スタイフェル（一〇〇斤当り約七二・六五匁）であったが、一八世紀初期の宝永期の平均では、三四一スタイフェル（一〇〇斤当り約五八・四六匁）まで下がっている。⁽⁴⁾その後、取引量が減少する一七二〇年代前半の享保六年（一七二一）から同一〇年（一七二五）までの五年間には、平均三六四・四五スタイフェル（一〇〇斤当り約六二・四八匁）と幾分上昇するものの、図7-3にも見られるように、一七三〇年代から価格は固定化の方向へ進み、享保一八年（一七三三）から元文四年（一七三九）までは約三一〇・六三スタイフェル（一〇〇斤当り五三・二五匁）、延享二年（一七四五）から明和四年（一七六七）までは約二〇六・六七スタイフェル（一〇〇斤当り六二匁）、安永三年（一七七四）から天明元年（一七八一）までは約一七〇・五〇スタイフェル（一〇〇斤当り六二匁）、天明六年（一七八六）からは約一九一・一スタイフェル（一〇〇斤当り六九・四九匁）と推移しており、⁽⁵⁾オランダ側の銀単位グルデン（スタイフェル）表示では一七世紀末から五〇%以上も下落したことになる。

このように出島における砂糖の取引価格は、一八世紀に入ると幾分値下がりするとともに安定していくが、この出島での取引価格の上に、国内における価格形成はどのようにおこなわれていったのであろうか。一七世紀から一八世紀にかけての国内市場における砂糖の価格については、岩生成一氏によって、二つの事例が紹介されている。それによれば、元禄五年（一六九二）には長崎では白砂糖一〇〇斤当りが九七匁で取引され、京都では白砂糖が一〇〇斤当り一四〇匁、氷砂糖が一〇〇斤当り二一〇目であったという。⁽⁶⁾同年の出島オランダ商館の仕訳帳によれば、白砂糖の取引価格は一〇〇ポンド当り約五四三・四五

スタイフェルで、一〇〇斤当りにすると約九七・〇四匁となり一致する⁽⁷⁾。これが薬種問屋・仲買仲間の手を経て京都で小売される際には、一四〇匁で販売されるということは、国内市場での販売価格は出島での取引価格のおよそ一・四四倍となっており、また市場価格の三〇・七%が国内の流通段階で形成されたことになる。

元禄一一年（一六九七）からの長崎会所での貿易においては、国内商人の落札価格に関税である掛り物が課せられており、その比率は砂糖では会所の仕入価格の五〇〇%にも達していた⁽⁸⁾。また上方への輸送の経費は、砂糖一〇〇斤に付き約一〇・七六匁であった⁽⁹⁾。問屋から小売商までの段階での価格の形成は、いまだ明らかにしがたいが、一九世紀に入った享和二年（一八〇二）から文化五年（一八〇八）までの七年間の出島での取引価格は、一〇〇斤当り六九・三三匁であったのに対して、同五年の大坂での「出島白砂糖」の相場は四七〇～六六〇匁であった⁽²⁰⁾。

これらのことから、一七世紀から一八世紀に入ると出島での取引価格が値下がりしたにもかかわらず、会所貿易を通じての国内市場での砂糖の価格は、むしろ上昇していたと思われるのであるが、一八世紀においては砂糖はもはや領主階級のための奢侈品としての役割にとどまらず、その消費の対象を広げていたことも事実である。そのことは仙台藩の藩医であった工藤兵助によって

下賤の者とも、異國の物を味噌鹽同前に日用之慰みの食物にいたし候事、甚有間敷事に御座候、砂糖總渡り高の三分の一菓子入用、三分二下賤の食用に相成候、此儀者中以上の人の一向不心附事に御座候、（中略）下賤の者之食料、小買のなめ物に相成候由、其證據者春より夏へかけ、さつまいも、瓜、西瓜出候得者、砂糖の潰方うすく相成候、總而餅米うどんの粉之高直成年者、砂糖のさはけ少候よし、其道の者の物語にて承候、これにて下賤の者の食料に、多くさばけ申候事相知れ候、⁽²¹⁾

と指摘されており、宝暦・天明期になると砂糖の消費量の三分の二までが、菓子の材料としてではなく、都市下層民の日常生活における甘味補給や炭水化物摂取のための副食・刺激物として、用いられていたことが明らかとされている。これら貧民層一人当りによる砂糖の個人消費量は、微々たるものであったにしても、一七・一八世紀の都市の発展と下層民の増加に支えられて、砂糖の消費はもはや領主層の奢侈のシンボルとしての特権的商品ではなく、都市下層民をも含む国民的商品となっていくと言えよう。⁽²²⁾

このように一八世紀後期の輸出砂糖は、明らかに奢侈品としての性格を変化させており、敢えてこれを奢侈品と呼ぶならば、それは本来、幕藩制領主経済に従属すべき商品経済の展開の中から誕生した「商品」を指すものであったといえよう。

註

(1) Negotie Journaal anno 1720/21-1724/25, N.F.J.898-902(K.A.11333-11834)).

(2) Negotie Journaal anno 1690/91-1694/95, N.F.J.875-879(K.A.11831).

- (3) *Negotie Journaal* anno 1706/07, N.F.J.887(K.A.11832).
- (4) *Negotie Journaal* anno 1714/15, N.F.J.894(K.A.11833).
- (5) J.L.Blussé & W.G.J.Rommelink eds., *ibid.*, pp.191.
- (6) *Negotie Journaal* anno 1721/22, N.F.J.899(K.A.11333).
- (7) *op. cit.*.
- (8) 註(1)所掲史料。
- (9) 註(3)所掲史料。
- (10) 註(4)所掲史料。
- (11) 同前。
- (12) 「諸問屋再興調 第一」(『徳川時代商業叢書』第三、国書刊行会、一九一三年)、二六八頁。樋口弘『本邦糖業史』、ダイヤモンド社、一九三五年、三二六—三二七頁。
- (13) 樋口、前掲書、四二四頁。
- (14) *Negotie Journaal* anno 1790/91-1694/95, 1703/04-1709/10, N.F.J.875-879,884-890(K.A.11831-1832).
- (15) *Negotie Journalen* anno 1720/21-1807/08, N.F.J.898-974(K.A.11833-11856).
- (16) 岩生、前掲論文。
- (17) *Negotie Journaal* anno 1691/92, N.F.J.876(K.A.11831).
- (18) 「長崎会所五冊物」によれば、文化一〇年・一一年(一八一三・一八一四)には、それまで平均四五～五〇割であった砂糖の払出銀の平均がおよそ四〇割になったということである(『長崎県史』史料編第四、吉川弘文館、一九六五年、一一七頁)。また長崎会所ではオランダ船の輸入白砂糖を一〇〇斤当たり三一匁で受け取り、平均二〇〇匁の落札値段として、平均五〇四%の収益を見込んでいたという(『長崎県史』史料編第四、一五六頁、中村賢『近世長崎貿易史の研究』、吉川弘文館、一九八八年、五〇〇頁)。一九世紀の出島オランダ商館の輸入白砂糖の数量・価格には国産砂糖との競合が影響して来るとされる。これについて岩生成一氏は、幕府は国産を奨励して貿易の抑制を計ったとされているが(岩生、前掲論文)、山脇悌二郎・中村賢両氏は国産の流通を抑制して会所収入の維持を計ったとされている(山脇、前掲書、六六頁、中村、前掲書、四九九頁)。
- (19) 「明安調方記」(『長崎県史』史料編第四)、四六三頁。中村賢氏の研究によれば、文化九年(一八一二)入港唐船の本売荷物における輸入白砂糖の場合、大坂廻着値段は元値の三四四～三六二%、同年大引相場は元値の五二七～六三三%であり、上方市場までの価格形成は落札価格の一割から五歩程度に過ぎないとされている(中村、前掲書、四九〇—四九二頁)。
- (20) 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』、東京大学出版会、一九八九年、

一八一—一九頁。

- (21) 「報國以言」(『通航一覽』第八卷、国書刊行会、一九一二年)、四九〇—四九一頁。岩生成一、前掲論文。
- (22) このように砂糖の消費が支配階層からの都市下層民に拡大することとその意味については、一七世紀から一九世紀に至るイギリスの事例が明らかにされている(シドニー・ミンツ著・川北稔・和田光弘訳『甘さと権力』、平凡社、一九八八年、二一—二二四九頁、角山栄・村岡健次・川北稔『生活の世界歴史 10 産業革命と民衆』、河出書房新社、一九九二年、一一八—一二〇頁)。

ま と め

先に述べたごとく、近世オランダ貿易における輸入品の研究においては、一七世紀から一九世紀にいたるその数量的変化を指標としながら、国内経済と海外との接点としてのオランダ貿易の構造的変化を明らかにしつつ、幕藩制的非自給物資の生産地であるアジアの社会的変化に鎖国制下の国内社会がどのように規定され対応していったのかを検討する必要があると考える。

本章では、一八世紀におけるオランダ商館の砂糖輸入の実態を数量と価格を中心として明らかとし、それらが生産市場と消費市場との社会的変化とどのようにかかわっているのかを考察した。もとより近世における輸入砂糖の問題は、オランダ船による輸入砂糖にとどまらず、中国船による輸入砂糖や一八世紀末より国内市場に登場する国産砂糖との関係や価格形成について、総合的に捉えられなければならないことは言うまでもないが、本稿において、とりあえずは以下の点を指摘しえたと考える。

第一に、一八世紀におけるオランダ商館の砂糖輸入は、供給者であるオランダ東インド会社と東南アジアにおける中国人移民の生産活動との関係をその国外における規定要因としていた。一八世紀の段階ではオランダ東インド会社による砂糖の供給は、一九世紀のジャワにおける強制栽培制度のもとで見られるような、現地における生産そのものを支配する段階には達しておらず、あくまでも中国社会の経済力に依存する形で成立していたのである。一七四〇年には、バタビアにおける中国人による砂糖生産の発展と、これを規制しようとするオランダ当局との対立によって、砂糖の生産が中断するにいたるのであるが、この事件はオランダ東インド会社の砂糖貿易が、東南アジア社会との経済的な協力関係の上に成立しながらも、その発展とともに、両者の政治的な対抗関係が顕著となるという構造的矛盾を内包していたことをあらわしているといえよう。

第二に、出島オランダ商館の砂糖輸入は、定高制下のオランダ貿易の取引高全体に左右されていた。すなわち、一七世紀末の元禄期にはオランダ貿易全体の拡大と質的転換の中

で、砂糖の輸入量も急速に増加し、多大の利益をもたらすものの、一七一〇年代の正徳新例を転機として、以後の来航船数の制限のもとで取引高の維持が最優先されると、砂糖のバラスト的性格が輸入高の維持を圧迫するという矛盾を生じることとなり、砂糖の輸入量は大きく減少することとなる。しかし、その後一七四〇年代に入ると取引高全体が半減し輸入貨物が減少することによって、むしろ砂糖の輸入を規制していた要因が緩和されるとともに、砂糖の輸入量は再び増加する。そして一七五〇年代の宝暦期には、取引高全体が停滞したオランダ貿易において、砂糖は最も重要な輸入商品としての役割を果たすようになるのである。

第三に、出島オランダ商館の砂糖輸入量と取引量との関係には、国内社会の経済的变化が不可分に結び付いていた。一七世紀末期から一八世紀初期にかけての元禄期においては、国内経済の発展を背景として、銅代物替貿易などオランダ貿易全体の量的な拡大が見られたが、同時に従来の領主的流通における主要輸入品であった生糸・絹製品などの領主階級的（奢侈的）商品に代わって、砂糖・綿織物などのように広範な階級を対象とする国民的商品の需要が増大するという質的な変化を生じた。とりわけ一八世紀の国内における輸入砂糖の需要の伸びは、砂糖の流通機構の整備をともなっており、砂糖が従来の奢侈品から商品へと社会的性格を変化させていったことを示している。正徳五年（一七一五）からの長崎における贈物としての大量の白砂糖の存在は、こうした国内社会における砂糖の性格の変化を如実に示すものであった。

以上のごとく、近世オランダ貿易における輸入砂糖の数量的変化は、バラスト商品としての性格に左右されつつも、鎖国制下の国内経済とアジアとを媒介する商品として、オランダ東インド会社によるアジア貿易の構造的特質と国内社会の経済的発展とに規定されつつ展開していったと考えられる。

結語 本研究のまとめ

一七世紀から一八世紀にかけてのオランダ貿易を長期的に見通した研究としては、オスカー・ナホッド氏、フェーンストラ・カイパー氏によって、それぞれ一七世紀・一八世紀に関するまとまった研究があるが、オランダ東インド会社の膨大な史料群の存在から、いくつものまとまった研究は行われているものの、今日ではとりわけ帳簿の分析に基づく多くの個別的年次的かつ数量的な実証研究が積み重ねられている段階であるといえよう。こうした中で、一七世紀から一八世紀にかけてのオランダ貿易を扱ったものとしては、岩生成一・山脇悌二郎・鈴木康子各氏による生糸・砂糖・小判・樟腦など個別商品に関する数量的研究、あるいは永積洋子氏による貿易制度の変遷や協荷の推移に関する研究などが挙げられよう。またクリストフ・グラマン氏によるオランダ東インド会社の日本銅貿易についての数量研究は、一七世紀から一八世紀のアジア・ヨーロッパ市場を舞台とした時間的にも空間的にも広範な研究となっている。これら量的変化を明かした個別研究の上に、初めてオランダ貿易全体の質的变化を解明することが可能となることは言うまでもない。

しかし、今日、とりわけ幕藩制国家論の立場から近世の貿易を論じる場合、貿易史における個別研究の成果が十分反映されることなく、一七世紀から一九世紀に至るまで一貫して幕藩領主による生糸を中心とする非自給的奢侈品の獲得を目的としたものであったという理解がしばしばなされている。また一七世紀から一八世紀にかけてのオランダ貿易に関しても、ナホッド・カイパー両氏による見解や数値が繰り返し用いられていることが、しばしば見られる。

そこで本研究では、非力を顧みず、敢えて近世初期の鎖国形成過程である一七世紀から国内経済の展開する一八世紀にかけてのオランダ貿易を取り上げ、幕藩制下の国内経済の成立と展開のもとでの海外貿易としてのオランダ貿易がどのように推移していくのかを、小判・銅・砂糖といった限られた商品についてはあるが考察を行った。以下、その過程を要約するとともに、その画期を指摘することによって本研究をまとめたい。

いわゆる鎖国の成立は、これまで一七三〇年代の寛永期のいわゆる寛永鎖国令を中心とする家光政権による幕府政治の確立の一貫として捉えられてきたが、経済的には一七世紀半ばの寛文期、とりわけ寛文一二年（一六七二）の市法貨物商法を画期として成立したことが中村賢氏により指摘されている。この寛永期から寛文期にかけての鎖国形成の意義を考える上で大名領主経済と海外貿易とのかかわりは重要な問題であろう。すなわち西国大名としての松浦氏や細川氏の事例にうかがえるように、幕藩制国家における鎖国とは個別領主経済の中央市場への包摂によって達成されるものであり、それは幕府による個別領主の外交・貿易権の吸収という国内的条件とともに、明清交代を中心とする東アジアにおける政治情勢の変化という国際的条件を前提として初めて可能となったのである。

一七世紀のオランダ貿易は、一六六〇年代の国外・国内の大きな変化により、最初の転

機を迎えた。すなわち、一六六二（寛文二）年のオランダの台湾撤退により、東アジアにおけるオランダ東インド会社の貿易活動と日本商館とタイオワン商館の関係は終わりを告げ、それは中国産生糸をはじめ日本米・台湾産砂糖といった東アジア的商品の途絶という形でオランダ商館の経営に新たな局面をもたらす。また一六六八（寛文八）年の幕府による銀の輸出禁止令によって、オランダ東インド会社による日本貿易の目的は、銀の獲得から金小判と銅の輸出を中心とするものへと変化するが、とりわけオランダ貿易における小判の輸出そして一八世紀半ばからの金銀輸入は、オランダ貿易と国内経済との直接のかかわりを解明する重要なテーマである。すなわち、一七世紀末の元禄期における国内経済の発展は、幕府財政の窮乏と貨幣流通量の増大へと帰結し、これ以降、元文期に至る金銀貨幣の改鑄による小判の品質低下は、オランダ貿易に深刻な結果をもたらすこととなる。

鎖国制下の輸出貨幣としては、すでに田代和生氏によって日朝貿易における特鑄銀の存在が明らかとされ、鎖国制下においては、国内の幕藩制経済と国外の東アジア経済の乖離に対応して、国内貨幣と輸出貨幣との間に相違が生じていたことが指摘されているが、オランダ貿易における慶長小判から元文小判への変化は、国内貨幣の貿易品としての輸出を通じて、幕藩制経済とインド・東南アジアにおける金市場とのかかわりを明らかとするものである。

一六九〇年代後半の元禄期から一七二〇年代初期の享保期にかけての輸出小判の変化とその損失は、幕府による取引高と銅輸出量の制限ととともに、一七世紀から一八世紀のオランダ貿易を規定する大きな要因であった。とりわけ享保小判の段階になると、出島オランダ商館はついにアジアにおける小判の販売損失を銅をはじめとする他の輸出商品の仕入価格に転嫁することによって埋め合わせるようになるのである。

一方、オランダ商館による銅輸出は、一六九〇年代には別子銅山の開坑による産出量の増加と国内経済の発展にともなう長崎貿易拡大の要請によってオランダ船・唐船に対する銅代物替貿易が開始される。従来、この銅代物替貿易から正徳五年（一七一五）の正徳新例に至る過程については、元禄末期の国内における銅産出量の停滞と銅需要の増加によって、長崎における輸出銅の供給が減少していったことが指摘されているが、オランダ船に対する銅代物替貿易に関しては、こうした日本側の事情とは別にオランダ側においても、脇荷の存在とオランダ船の老朽化による船舶の輸送能力の低下という一七世紀末のオランダ東インド会社の実情が銅輸出の限界を生じており、銅輸出量の増加を困難としていたのである。

この結果、一八世紀初期のオランダ貿易は、銅輸出量の限界から品質の低下した小判に依存せざるをえないという矛盾を抱えていたのであり、幕府にとってもオランダ貿易における輸出銅の減少は、小判輸出による金の海外流出の増加につながるという困難な局面を迎えていた。したがって宝永期から正徳期に至る幕府の貿易改革案と正徳五年（一七一五）の正徳新例の目的と意義とのかかわりも、この点から考慮する必要があるといえよう。

すなわち、宝永七年（一七一〇）の改革案に始まる幕府の貿易改革案は、従来は銅輸出量の制限政策としての側面から捉えられ、オランダ貿易における正徳新例の意義もまた銅輸出量の一五〇万斤への制限に求められている。しかし、正徳期に入って輸出銅の不足が深刻化するとともに、輸出における小判の比重が増大した結果、同三年（一七一三）の長崎奉行大岡備前守の改革案においては、小判の輸出量を抑制するために、むしろ銅輸出量を確保することが意図されていたのである。

正徳新例以後のオランダ貿易および長崎貿易全般については、正徳新例に見られる幕府の貿易制限政策の継承として捉えられるとともに、幕府による国内支配体制の強化としての享保改革の一環として見る事ができる。とりわけ享保期のオランダ貿易は、元禄・宝永と小判の改鑄によりインドにおける販売損失が拡大していく中での、享保七年（一七二二）からの享保小判の輸出に始まると言ってもよい。

すなわち正徳四年（一七一四）に始まる金銀改鑄と同三年（一七一八）の新金銀通用令に見られる幕府の貨幣政策は、国内政策にとどまるものではなく、オランダ貿易においては先ず享保五年（一七二〇）の貿易「半減」令となってあらわれるが、銀輸出を禁止されたオランダ商館の帳簿においては依然として旧銀が用いられていた。この結果、小判の値段は従来の二倍となり、その損失を加速することとなり、一七三〇年代に入ると小判の販売損失を銅やその他の輸出商品の価格に転嫁する方法によって、出島オランダ商館の帳簿において補填する手段が取られるようになる。オランダ商館の帳簿において旧銀とともに新銀が登場するのは、同一八年（一七三三）の新仕法によってであったが、その後、元文二年（一七三七）からは新たに元文小判の輸出が行われる。しかし元文小判とともに享保小判の輸出も続いたこともあり、小判の損失は好転せず、オランダ商館では元文三年（一七三九）から寛保三年（一七四三）までは、輸出小判を輸出品積み出し勘定として処理せずに、次期繰り越し勘定として記載し、仕訳を先送りせざるをえなかった。

こうした小判の損失も、一七五〇年代に入って小判の輸出が途絶したことから、新たな段階を迎える。これによって、一六六〇年代以来、輸出銅とともに輸出小判の利益と損失を中心として展開していたオランダ貿易は、小判輸出の損益から解放されることとなり、その後、明和二年（一七六五）からの金貨輸入の時代を迎えるのである。

一方、正徳新例以後のオランダ商館の銅輸出は、享保五年（一七二〇）には一〇〇万斤、その後寛保三年（一七四三）には六〇万斤と制限されるが、延享二年（一七四六）には一〇万斤と緩和され、以後一七六〇年代半ばまでは、ほぼ一〇万斤の銅が輸出されている。ところがオランダ貿易における会社荷物の取引定高は、享保五年（一七二〇）の新金建てによって銀一五〇〇貫目に「半減」し、同一八年（一七三三）年の新仕法によって銀一一〇〇貫目、寛保三年（一七四三）の「半減商売」によって銀五五〇貫目と削減される。その後、延享三年（一七四六）に銀八〇〇貫目にまで回復するものの、こうした取引高の減少の結果、幕府は、オランダ商館による洋馬輸入が行われた享保一〇年（一七二五）か

ら元文二年（一七三七）にかけて、本米、取引高の増減とは無関係に認められていた定高銅を取引高に応じた「商売高割合銅」として、それ以外の輸出銅を「臨時銅」とする措置を取るようになった。一七五〇年代に入ると、再び取引高とは無関係に定高銅が設定されるものの、会社荷物以外の脇荷においても「下地銅」（平銅）が輸出されるようになる。一七六〇年代には「下地銅」に替わって「金代り銅」が登場するなど、オランダ商館による銅輸出は一七四〇年代半ばから一〇〇万斤を越える比較的安定期に入ったことを背景としつつ、多様性を見せるようになる。その後、寛政二年（一七九〇）の半減商売において六〇万斤に削減されるのである。

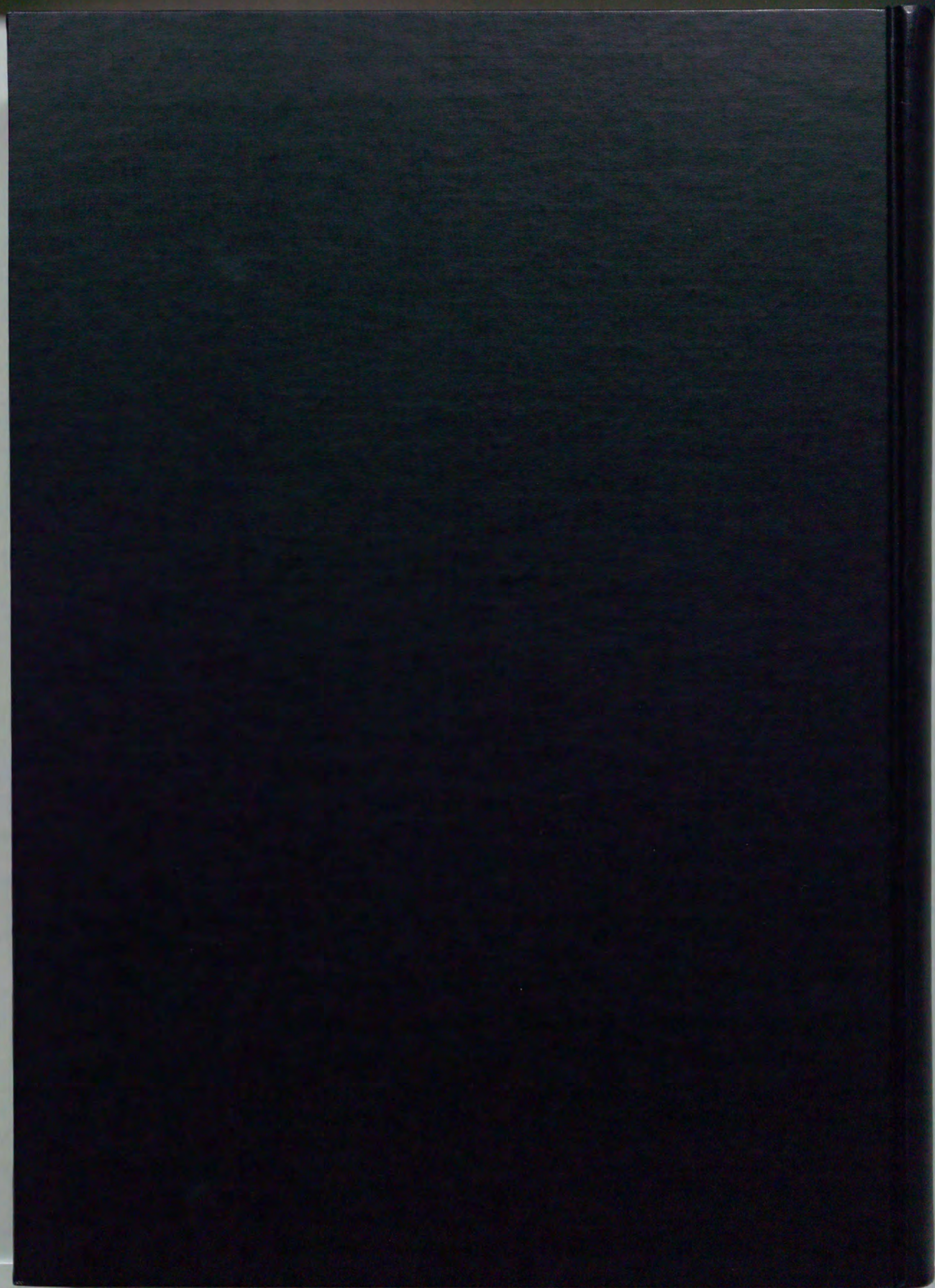
さて一七世紀から一八世紀のオランダ貿易は、英蘭両国の勢力交代とアジア現地社会との対抗というオランダ東インド会社のアジア貿易の構造的変化による供給・販売状況を国外的条件としつつ、幕藩制下の経済発展と貨幣改鑄によって、輸入品における領主的奢侈品から国民的商品への転換、輸出品における小判の役割の変化として推移していったといえよう。とりわけ一八世紀のオランダ貿易における砂糖の輸入は、内外の社会条件とオランダ貿易自体の構造に制約されるものであったが、その国内的背景は、近世における貿易品の性格を一貫して領主的奢侈品であったとする理解に疑問を投げかけるものであるといえよう。

一七世紀の鎖国の形成により成立した幕藩制下の国内経済は、幕藩領主を主体として、中央市場における年貢米の売却を中心とするものであったとされてきた。しかし、現実には、商品経済の発達とともに、農村における農民的商品流通と並んで、都市を中心とする民衆の経済活動が次第に台頭してくるのである。近世を通じて幕藩権力によってたびたび禁止された領主制経済下における民衆の「贅沢」とは、必ずしも今日的な意味での華美で過剰な消費行為を意味するものではなく、あくまでも領主の立場からの「贅沢」、すなわち領主の支配を離れたところで民衆がその嗜好や選択によって商品を購入する経済活動を意味する側面を持っていたといえよう。

このような理解に立てば、砂糖の消費の一般庶民から都市貧民層への拡大とは、領主的奢侈の拡大再生産ではなく、「奢侈品」から「商品」への転換、あるいは経済行為としての「奢侈」の浸透であり、国民を主体とする近代消費経済の前期的形成を意味するものであったといえよう。もとより、こうした近世から近代にかけての経済社会の発展には、国内産業や市場構造の変化を明らかにする必要があることはいうまでもない。また一八・一九世紀の砂糖をはじめとする商品の国産化は、直ちに輸入の削減から自給化につながる単純なものではなく、一八世紀後半から一九世紀に至る砂糖などの輸入品が国産品とどのように競合し、あるいは相互補完関係にあったのかという近世後期の貿易の役割を解明することが、大きな課題となろう。

いずれにせよ近世におけるオランダ貿易は、一七世紀初期の鎖国形成過程の中で成立し、その後、一七世紀末の国内経済の発展と一八世紀初期の国際条件の変化の中で展開すると

ともに、一八世紀半ばにひとつの転換期を迎えることとなると考える。オランダ貿易の成立と展開とは、一七世紀から一九世紀に至る幕藩制国家の成立と展開を、その貿易品の流通を通じて、アジアにおいて経済的に位置づける役割を果たしていたといえよう。



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

